

令和6年3月定例会
(2024年)

議案書③

2月26日提出

【条例】

市議案第14号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

初任給調整手当の支給限度額を改正するとともに、任期付常勤講師及び非常勤講師の給与を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第15条の4 第7条第1項第3号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難と認められる職又は初任給の調整を行わなければ採用による欠員の補充が困難と認められる職で市規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から35年以内の期間、月額<u>251,200円</u>を超えない範囲内の額を、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに一定の額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 （省 略）</p> <p>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与）</p> <p>第31条 （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 前項に規定する報酬の額は、勤務の実態及び職務の内容に応じて、月額320,100円、日額19,000円又は時間額<u>2,890円</u>の範囲内で他の職員との権衡を考慮して、市規則で定める。</p> <p>4～7 （省 略）</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第15条の4 第7条第1項第3号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難と認められる職又は初任給の調整を行わなければ採用による欠員の補充が困難と認められる職で市規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から35年以内の期間、月額<u>251,700円</u>を超えない範囲内の額を、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに一定の額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 （省 略）</p> <p>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与）</p> <p>第31条 （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 前項に規定する報酬の額は、勤務の実態及び職務の内容に応じて、月額320,100円、日額19,000円又は時間額<u>2,920円</u>の範囲内で他の職員との権衡を考慮して、市規則で定める。</p> <p>4～7 （省 略）</p>

別表第8を次のように改める。

別表第8

任期付常勤講師給料表

号給	給料月額
	円
1	178,300
2	179,800
3	181,300
4	182,800
5	184,500
6	186,400
7	188,200
8	190,000
9	191,700
10	193,700
11	195,700
12	197,500
13	199,200
14	201,300
15	203,300
16	205,400
17	207,400
18	210,000
19	212,300
20	214,600
21	217,000
22	218,600
23	220,000
24	221,600
25	222,900
26	223,600
27	224,300
28	225,000
29	225,800
30	226,900
31	228,700
32	230,500
33	231,800
34	233,600
35	235,400
36	237,000

37	237,700
38	239,300
39	240,900
40	242,500
41	244,100
42	245,400
43	246,600
44	247,900
45	248,500
46	249,900
47	251,400
48	252,900
49	254,100
50	255,300
51	256,400
52	257,300
53	258,000
54	259,200
55	260,300
56	261,400
57	262,200
58	263,200
59	264,100
60	265,000
61	265,900
62	267,000
63	268,000
64	269,000
65	269,700
66	270,900
67	272,100
68	273,300
69	274,400
70	275,500
71	276,700
72	277,900
73	278,600
74	279,800
75	281,000

76	282,200
77	283,400
78	284,500
79	285,500
80	286,500
81	287,500
82	288,600
83	289,700
84	290,800
85	291,600
86	292,600
87	293,600
88	294,600
89	295,400
90	296,300
91	297,200
92	298,100
93	298,500
94	299,300
95	300,100
96	300,900
97	301,800
98	302,600
99	303,400
100	304,200
101	305,000
102	305,500
103	306,000
104	306,400
105	306,600
106	306,800
107	307,100
108	307,300
109	307,500
110	307,800

1 1 1	3 0 8, 0 0 0
1 1 2	3 0 8, 3 0 0
1 1 3	3 0 8, 5 0 0
1 1 4	3 0 8, 8 0 0
1 1 5	3 0 9, 1 0 0
1 1 6	3 0 9, 4 0 0
1 1 7	3 0 9, 6 0 0
1 1 8	3 0 9, 9 0 0
1 1 9	3 1 0, 2 0 0
1 2 0	3 1 0, 4 0 0
1 2 1	3 1 0, 6 0 0
1 2 2	3 1 0, 8 0 0
1 2 3	3 1 1, 0 0 0
1 2 4	3 1 1, 2 0 0
1 2 5	3 1 1, 4 0 0
1 2 6	3 1 1, 6 0 0
1 2 7	3 1 1, 8 0 0
1 2 8	3 1 2, 0 0 0
1 2 9	3 1 2, 2 0 0
1 3 0	3 1 2, 4 0 0
1 3 1	3 1 2, 6 0 0
1 3 2	3 1 2, 8 0 0
1 3 3	3 1 3, 0 0 0
1 3 4	3 1 3, 2 0 0
1 3 5	3 1 3, 4 0 0
1 3 6	3 1 3, 6 0 0
1 3 7	3 1 3, 8 0 0
1 3 8	3 1 4, 0 0 0
1 3 9	3 1 4, 2 0 0
1 4 0	3 1 4, 4 0 0
1 4 1	3 1 4, 6 0 0
1 4 2	3 1 4, 8 0 0
1 4 3	3 1 5, 0 0 0
1 4 4	3 1 5, 2 0 0
1 4 5	3 1 5, 4 0 0
1 4 6	3 1 5, 6 0 0

147	315,800
148	316,000
149	316,200
150	316,400
151	316,600
152	316,800
153	317,000
154	317,200
155	317,400
156	317,600
157	317,800

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日に在職する職員については、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

市議案第15号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について
手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

戸籍法等の改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付手数料等を新設するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)				(改 正 後)			
別表第1 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係				別表第1 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
1	第10条第1項, 第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(省 略)		1	第10条第1項, 第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項, 第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	(省 略)	
(省 略)				(省 略)			
				3	第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規	戸籍電子証明書提供用識別符号	戸籍電子証明書提供用識別符号1件 400円

(現 行)		(改 正 後)	
		<p>定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)本則の表8の項の3の総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
3	第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第	(省 略)	
4	第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第	(省 略)	

(現 行)		(改 正 後)				
	<p>10条の2第1項から第5項までの規定若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>		<p>10条の2第1項から第5項までの規定若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>			
4	(省 略)	5	(省 略)			
		6	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方</td> <td style="width: 10%;">除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</td> <td style="width: 60%;">除籍電子証明書提供用識別符号1件 700円</td> </tr> </table>	第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件 700円
第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件 700円				

(現 行)			(改 正 後)		
				法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
5	(省 略)		7	(省 略)	
6	第48条第2項(第117条において準用する場合を含む。)又は第126条の規定に基づく届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付	届書その他の書類の記載事項証明手数料	8	第48条第2項(第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	届書その他の書類の記載事項等証明手数料
7	第48条第2項(第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他受理した書類を閲覧に供する事	書類1件 350円 閲覧手数料	9	第48条第2項(第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他受理した書類を閲覧に供する事	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件 350円 閲覧手数料

(現 行)			(改 正 後)		
務			務又は第120条の6第1項 の規定に基づく届書等情報の 内容を表示したものを閲覧に 供する事務		

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

市議案第16号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

まち・ひと・しごと創生総合戦略についての重要事項の調査審議を豊中市総合計画審議会で行うことに伴い、豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会を廃止するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
（設置） 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。			（設置） 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。		
附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務	附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務
市長	（省 略）		市長	（省 略）	
	豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会	豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略について			
	豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会	の重要事項の調査審議に関する事務			
	（省 略）			（省 略）	
（省 略）			（省 略）		

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

市議案第17号

豊中市市有地活用・給食提供事業者選定委員会条例
の設定について

豊中市市有地活用・給食提供事業者選定委員会条例を次のよ
うに設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

市長の附属機関として、豊中市市有地活用・給食提供事業者
選定委員会を設置するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市市有地活用・給食提供事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 本市に，市有地の活用及び市立中学校への給食の提供を行う事業者（以下「市有地活用・給食提供事業者」という。）を選定するため，市長の附属機関として，豊中市市有地活用・給食提供事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は，市長の諮問に応じて，市有地活用・給食提供事業者の選定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は，委員7人以内で組織する。

2 委員は，学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから，市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は，第2条の諮問に係る市有地活用・給食提供事業者の選定に係る調査審議が終了したときは，解嘱されるものとする。

2 市長は，特別の理由があると認める場合は，前項の規定にかかわらず，委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

2 会長は，委員の互選によって定める。

3 会長は，委員会の事務を総理し，委員会を代表する。

4 会長に事故があるときは，あらかじめ会長の定めた委員が，その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第6条 会長は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報酬等)

第8条 委員の報酬の額は、日額9,700円とする。

2 市の常勤の職員が委員の職を兼ねる場合においては、その兼ねる職に対する報酬は、支給しない。ただし、任命権者の承認があった場合は、この限りでない。

3 委員に対する報酬は、その都度支給する。

4 委員が公務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

5 前項の旅費の額及びその支給方法については、豊中市職員旅費支給条例(昭和23年豊中市条例第27号)中市長に属する事項を準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

2 この条例は、第2条の諮問に係る市有地活用・給食提供事業者の選定に係る調査審議が終了した日限り、その効力を失う。

市議案第18号

職員定数条例の一部を改正する条例の設定について

職員定数条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

市長部局、上下水道局及び教育委員会の職員の定数を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和27年豊中市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。） <u>1, 8 3 7</u> 人</p> <p>(2) 上下水道局の職員 <u>2 5 3</u>人</p> <p>(3) 教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。） <u>2 8 9</u>人</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p>	<p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。） <u>1, 8 9 4</u> 人</p> <p>(2) 上下水道局の職員 <u>2 5 2</u>人</p> <p>(3) 教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。） <u>2 9 3</u>人</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第19号

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する
条例の設定について

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次の
ように設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会の委員
の報酬の額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>第2条 委員等に対しては、次の区分により報酬を支給する。</p> <p>(1)～(53) (省 略)</p> <p>(54) いじめ防止等対策審議会 委員 日額 9,700円</p> <p>(55) いじめ問題再調査委員会 委員 日額 <u>9,700円</u></p> <p>(56)～(80) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>第2条 委員等に対しては、次の区分により報酬を支給する。</p> <p>(1)～(53) (省 略)</p> <p>(54) いじめ防止等対策審議会 委員 日額 9,700円</p> <p><u>ただし、豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成28年豊中市条例第19号）第2条第2項第2号に掲げる事項について調査審議する場合は、日額27,600円とする。</u></p> <p>(55) いじめ問題再調査委員会 委員 日額 <u>27,600円</u></p> <p>(56)～(80) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第20号

手数料条例等の一部を改正する条例の設定について

手数料条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

宅地造成等規制法の改正に伴い、特定盛土等に関する工事の許可等に係る手数料の額を定めるとともに、その他所要の規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例等の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 手数料条例(平成12年豊中市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)				(改 正 後)			
別表第7 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)</u> による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)関係				別表第7 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)</u> 関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
1	第8条第1項本文 の規定に基づく宅 地造成に関する工 事の許可の申請に 対する審査	宅地造成工 事許可申請 手数料	切土又は盛土をする土地(以下この表にお いて「 <u>切土等の土地</u> 」という。)の面積が 500平方メートル以内のものは <u>13,0</u> 00円,500平方メートルを超え1,0 00平方メートル以内のものは <u>23,00</u> 0円,1,000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のものは <u>33,0</u> 00円,2,000平方メートルを超え <u>5,</u> 000平方メートル以内のものは51,0 00円,5,000平方メートルを超え1 0,000平方メートル以内のものは7 3,000円,10,000平方メートル を超え20,000平方メートル以内のも のは <u>120,000</u> 円,20,000平方 メートルを超え40,000平方メートル 以内のものは <u>180,000</u> 円,40,0	1	第12条第1項の 規定に基づく宅地 造成又は特定盛土 等に関する工事の 許可の申請に対す る審査	宅地造成又 は特定盛土 等工事許可 申請手数料	盛土又は切土をする土地(以下この表にお いて「 <u>盛土等の土地</u> 」という。)の面積が 500平方メートル以内のものは <u>14,3</u> 00円,500平方メートルを超え1,0 00平方メートル以内のものは <u>25,90</u> 0円,1,000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のものは <u>37,3</u> 00円,2,000平方メートルを超え <u>3,</u> 000平方メートル以内のものは57,3 00円,3,000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のものは71,6 00円,5,000平方メートルを超え1 0,000平方メートル以内のものは <u>9</u> <u>6,300</u> 円,10,000平方メートル を超え20,000平方メートル以内のも のは <u>150,600</u> 円,20,000平方

(現 行)				(改 正 後)			
			00平方メートルを超え70,000平方メートル以内のものは <u>270,000円</u> , 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のものは <u>360,000円</u> , 100,000平方メートルを超えるものは <u>460,000円</u>				メートルを超え40,000平方メートル以内のものは <u>235,200円</u> , 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のものは <u>377,200円</u> , 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のものは <u>541,500円</u> , 100,000平方メートルを超えるものは <u>723,600円</u>
				2	第12条第1項の土石の堆積工事許可申請の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積	土石の堆積を行う土地(以下この表において「土石の堆積の土地」という。)の面積が500平方メートル以内のものは12,100円,500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは15,100円,1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものは17,800円,2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは22,000円,3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは30,800円,5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは34,800円,10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のものは41,700円,20,000平方メ

(現 行)				(改 正 後)			
							一トルを超え40,000平方メートル以 内のものは56,700円,40,000 平方メートルを超え70,000平方メー トル以内のものは77,400円,70, 000平方メートルを超え100,000 平方メートル以内のものは115,400 円,100,000平方メートルを超える ものは144,200円
2	第12条第1項の 規定に基づく宅地 造成に関する工事 の変更許可の申請 に対する審査	宅地造成工 事変更許可 申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を 合算した額。ただし、その額が460,0 00円を超えるときは、その手数料の額 は、460,000円とする。 ア 切土等の土地に係る宅地造成に関す る工事の計画の変更（イのみに該当する 場合を除く。）については、切土等の土 地の面積（イに規定する変更を伴う場合 （併せて当該計画の変更前の切土等の 土地の面積が減少する場合を除く。）に あっては当該計画の変更前の切土等の 土地の面積、当該計画の変更前の切土等 の土地の面積が減少する場合にあって は当該計画の変更前の切土等の土地の 面積から当該減少に係る切土等の土地 の面積を減じた面積）に応じこの表の1	3	第16条第1項の 規定に基づく宅地 造成又は特定盛土 等に関する工事の 変更許可の申請に 対する審査	宅地造成又 は特定盛土 等工事変更 許可申請手 数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を 合算した額。ただし、その額が723,6 00円を超えるときは、その手数料の額 は、723,600円とする。 ア 盛土等の土地に係る宅地造成又は特 定盛土等に関する工事の計画の変更（イ のみに該当する場合を除く。）について は、盛土等の土地の面積（イに規定する 変更を伴う場合（併せて当該計画の変更 前の盛土等の土地の面積が減少する場 合を除く。）にあっては当該計画の変更 前の盛土等の土地の面積、当該計画の変 更前の盛土等の土地の面積が減少する 場合にあっては当該計画の変更前の盛 土等の土地の面積から当該減少に係る 盛土等の土地の面積を減じた面積）に応

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たに<u>切土等</u>の土地を加える<u>宅地造成</u>に関する工事の計画の変更については、新たに加える<u>切土等</u>の土地の面積に応じこの表の1の項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、<u>12,000円</u></p>				<p>じこの表の1の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たに<u>盛土等</u>の土地を加える<u>宅地造成</u>又は<u>特定盛土等</u>に関する工事の計画の変更については、新たに加える<u>盛土等</u>の土地の面積に応じこの表の1の項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、<u>13,500円</u></p>
				4	第16条第1項の土石の堆積	土石の堆積	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を
					規定に基づく土石	工事変更許	合算した額。ただし、その額が144,2
					の堆積に関する工	可申請手続	00円を超えるときは、その手数料の額
					事の変更許可の申	料	は、 <u>144,200円</u> とする。
					請に対する審査		ア <u>土石の堆積の土地に係る土石の堆積</u>
							<u>に関する工事の計画の変更(イのみに該</u>
							<u>当する場合を除く。)</u> については、 <u>土石</u>
							<u>の堆積の土地の面積(イに規定する変更</u>
							<u>を伴う場合(併せて当該計画の変更前の</u>
							<u>土石の堆積の土地の面積が減少する場</u>
							<u>合を除く。)</u> にあつては当該計画の変更
							<u>前の土石の堆積の土地の面積、当該計画</u>
							<u>の変更前の土石の堆積の土地の面積が</u>
							<u>減少する場合にあつては当該計画の変</u>
							<u>更前の土石の堆積の土地の面積から当</u>

(現 行)		(改 正 後)	
			<p>該減少に係る土石の堆積の土地の面積を減じた面積) に応じこの表の2の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たに土石の堆積の土地を加える土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに加える土石の堆積の土地の面積に応じこの表の2の項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、13,500円</p>
5	<p>第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事(第15条第1項の規定により第12条第1項の許可があつたものとみなされた工事を除く。)の中間検査</p>	<p>宅地造成又は特定盛土等工事中間検査手数料</p>	<p>盛土等の土地の面積が500平方メートル以内のものは3,900円, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは4,300円, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものは4,800円, 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは5,500円, 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは6,100円, 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは7,000円, 10,000平方メートルを超え20,000平方メー</p>

(現 行)	(改 正 後)		
			トル以内のものは9,200円,20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のものは12,600円,40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のものは18,100円,70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のものは24,600円,100,000平方メートルを超えるものは31,800円

(豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部改正)

第2条 豊中市環境の保全等の推進に関する条例(平成17年豊中市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
別表第2 環境配慮対象事業 1～3 (省 略) 4 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。)</u> 第8条第1項の許可を受けて行う <u>宅地造成</u> の事業 5～7 (省 略) 別表第3	別表第2 環境配慮対象事業 1～3 (省 略) 4 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項</u> の許可を受けて行う <u>宅地造成等</u> の事業 5～7 (省 略) 別表第3

(現 行)	(改 正 後)
環境影響評価対象事業 1～5 (省 略) 6 <u>旧宅地造成等規制法第8条第1項</u> の許可を受けて行う <u>宅地造成</u> の事業 7～9 (省 略)	環境影響評価対象事業 1～5 (省 略) 6 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項</u> の許可を受けて行う <u>宅地造成等</u> の事業 7～9 (省 略)

(豊中市都市景観条例の一部改正)

第3条 豊中市都市景観条例(平成12年豊中市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) (5) 法令等の手続 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を同法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に規定する開発許可の申請、 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項</u> に規定する許可の申請その他法令及び条例の手続で別に定めるものをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) (5) 法令等の手続 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を同法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に規定する開発許可の申請、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項</u> に規定する許可の申請その他法令及び条例の手続で別に定めるものをいう。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の許可を受けた宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査に係る第1条の規定による改正前の手数料条例別表第7の2の項の規定による手数料については、なお従前の例による。

市議案第 21 号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について
手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 26 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い高圧ガス製造許可申請手数料の額の改正をするとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)				(改 正 後)			
別表第5 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係				別表第5 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
(省 略)				(省 略)			
5	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第14項又は第38条の4第24項に規定する特定の民間再開発事業の認定の申請に対する審査	特定の民間再開発事業認定申請手数料	31,000円	5	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の4第2項に規定する特定民間再開発事業の認定の申請に対する審査	(省 略)	
6	租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する特定民間再開発事業の認定の申請に対する審査	(省 略)		6	(省 略)		
7 ・8	(省 略)			7 ・8	(省 略)		
別表第21 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）関係				別表第21 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
(省 略)				(省 略)			

(現 行)				(改 正 後)			
2	第5条第1項第1号に該当する者(移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この表において同じ。))のみを使用して高圧ガスの製造をするものに限る。)が行う同項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	設備の処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満のものは7,400円,200立方メートル以上1,000立方メートル未満のものは11,000円,1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のものは13,000円,5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満のものは16,000円,25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満のものは21,000円,100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満のものは27,000円,500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満のものは44,000円,1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満のものは60,000円,5,0	2	第5条第1項第1号に該当する者(移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この表において同じ。))のみを使用して高圧ガスの製造をするものに限る。)が行う同項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	設備の処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満のものは7,400円,200立方メートル以上1,000立方メートル未満のものは11,000円,1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のものは13,000円,5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満のものは16,000円,25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満のものは21,000円,100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満のものは27,000円,500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満のものは44,000円,1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満のものは60,000円,5,0

(現 行)				(改 正 後)			
			00,000立方メートル以上 10,000,000立方メートル未満のものは75,000円,10,000,000立方メートル以上のものは91,000円				00,000立方メートル以上 10,000,000立方メートル未満のものは75,000円,10,000,000立方メートル以上のものは91,000円 ただし,当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては,6,000円
(省 略)				(省 略)			
9	第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設の完成検査手数料	この表の1の項若しくは2の項の右欄に掲げる処理容積又は同表の3の項の右欄に掲げる冷凍能力の区分に応じ,それぞれ同欄に定める金額に4分の3を乗じて得た額に相当する金額(第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて,液化石油ガ	9	第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設の完成検査手数料	この表の1の項若しくは2の項の右欄に掲げる処理容積又は同表の3の項の右欄に掲げる冷凍能力の区分に応じ,それぞれ同欄に定める金額に4分の3を乗じて得た額に相当する金額(第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて,液化石油ガ

(現 行)				(改 正 後)			
			スの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)				スの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)
(省 略)				(省 略)			
備考 (省 略)				備考 (省 略)			
別表第28の2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係				別表第28の2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係			
表の部分 (省 略)				表の部分 (省 略)			
備考				備考			
1 (省 略)				1 (省 略)			
2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める者をいう。				2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める者をいう。			
(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。)				(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。)			
(2)・(3) (省 略)				(2)・(3) (省 略)			

(現 行)				(改 正 後)			
3～13 (省 略)				3～13 (省 略)			
別表第31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 関係				別表第31 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号) 関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
(省 略)				(省 略)			
4	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) 第11条の規定に基づく書面の交付	(省 略)		4	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) 第11条の規定に基づく書面の交付	(省 略)	
(省 略)				(省 略)			
9	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定に基づく書面の交付 (当該書面の交付に係る軽微な変更 (第36条第1項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。)) に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネ	(省 略)		9	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定に基づく書面の交付 (当該書面の交付に係る軽微な変更 (第36条第1項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。)) に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネ	(省 略)	

(現 行)		(改 正 後)	
	一消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)		
10	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定に基づく書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）	(省 略)	10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定に基づく書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）
(省 略)		(省 略)	
備考		備考	
1～21 (省 略)		1～21 (省 略)	
22 この表の11の項において「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。		22 この表の11の項において「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。	
(1) (省 略)		(1) (省 略)	
(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定		(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認	

(現 行)	(改 正 後)
の通知に係る書面及び検査済証 (3) (省 略)	定の通知に係る書面及び検査済証 (3) (省 略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。

市議案第 22 号

生活援護資金貸付基金条例の廃止等に関する条例
の設定について

生活援護資金貸付基金条例の廃止等に関する条例を次のよう
に設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 26 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

生活援護資金貸付基金の額を減額し、同基金を廃止するため、
提案するものである。

豊中市条例第 号

生活援護資金貸付基金条例の廃止等に関する条例

(生活援護資金貸付基金条例の廃止)

第1条 生活援護資金貸付基金条例(昭和38年豊中市条例第22号)は、廃止する。

(生活援護資金貸付基金条例の一部改正)

第2条 生活援護資金貸付基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>245,000,000</u> 円とする。	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>237,133,118</u> 円とする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年3月29日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に第1条の規定による廃止前の生活援護資金貸付基金条例の規定により貸し付けた生活援護資金については、なお従前の例による。

市議案第23号

豊中市立児童発達支援センター条例の一部を改正
する条例の設定について

豊中市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を
次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、豊中市立児童発達支援センターの
役割の明確化を図るとともに、所要の規定を整備するため、提
案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

豊中市立児童発達支援センター条例（昭和40年豊中市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害又は発達に課題のある児童を地域全体で育むため、日常生活における指導、訓練、医療等の支援を総合的に提供する施設として、豊中市に児童発達支援センターを設置する。</u></p> <p>(施設の構成)</p> <p>第3条 豊中市立児童発達支援センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター</u></p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関する事業</u>（以下「放課後等デイサービス事業」という。）</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関する事業</u>（以下「保育所等訪問支援事業」という。）</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業</u>（以下「障害</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>児童発達支援及び相談、専門的な助言、医療等の支援を総合的に提供し、障害又は発達に課題のある児童を地域全体で育むための中核的な役割を果たす施設として、豊中市に児童発達支援センターを設置する。</u></p> <p>(施設の構成)</p> <p>第3条 豊中市立児童発達支援センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第43条に規定する児童発達支援センター</u></p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスに関する事業</u>（以下「放課後等デイサービス事業」という。）</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関する事業</u>（以下「保育所等訪問支援事業」という。）</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業</u>（以下「障害</p>

(現 行)	(改 正 後)
児相談支援事業」という。) (5)～(8) (省 略) 2～4 (省 略)	児相談支援事業」という。) (5)～(8) (省 略) 2～4 (省 略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第24号

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の設定につ
いて

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所
要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(最低基準の目的)</p> <p>第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の<u>指導</u>により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p>	<p>(最低基準の目的)</p> <p>第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の<u>指導又は支援</u>により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、<u>年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向</u>、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター、女性相談支援センター</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第 25 号

豊中市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 26 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年豊中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (省 略)</p> <p><u>第3章 医療型児童発達支援</u></p> <p> <u>第1節 基本方針 (第67条)</u></p> <p> <u>第2節 人員に関する基準 (第68条・第69条)</u></p> <p> <u>第3節 設備に関する基準 (第70条)</u></p> <p> <u>第4節 運営に関する基準 (第71条—第77条)</u></p> <p>第4章～第8章 (省 略)</p> <p>附則</p> <p>(<u>指定障害児通所支援事業者等の一般原則</u>)</p> <p>第3条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者等</u>を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に<u>障害児</u>の立場に立った指定通所</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (省 略)</p> <p><u>第3章 削除</u></p> <p>第4章～第8章 (省 略)</p> <p>附則</p> <p>(<u>指定障害児通所支援事業者の一般原則</u>)</p> <p>第3条 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者</u>を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に<u>当該障害児</u>の立場に立った指定通所</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者等</u>を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（指定障害児通所支援事業者の指定の要件）</p> <p>第4条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び法第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。<u>ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</u></p> <p>第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>指導及び訓練</u>を行うものでなければならない。</p> <p>第7条 （省 略）</p>	<p>支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者</u>を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（指定障害児通所支援事業者の指定の要件）</p> <p>第4条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び法第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）</u>を行うものでなければならない。</p> <p>第7条 （省 略）</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者(第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p><u>(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上</u></p> <p><u>(2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行うために必要な数</u></p> <p><u>(3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数</u></p> <p>5 <u>第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p>	<p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(1) <u>看護職員 1以上</u></p> <p>(2) <u>機能訓練担当職員 1以上</u></p> <p>6 <u>第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>7 <u>第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p> <p>8 <u>第1項から第5項まで(第1項第1号を除く。)</u>に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>9 <u>前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>(管理者)</p>	<p>5 <u>前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>6 <u>第1項第2号ア及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p> <p>7 <u>第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u></p> <p>8 <u>第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u></p> <p>9 <u>前2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>(管理者)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第 8 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>(設備)</p> <p>第 1 0 条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、<u>指導訓練室</u>のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>指導訓練室</u>には、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>第 1 1 条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、<u>指導訓練室</u>、<u>遊戯室</u>、<u>屋外遊戯場</u>（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。<u>以下この項において同じ。</u>）、<u>医務室</u>、<u>相談室</u>、<u>調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴</u></p>	<p>第 8 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該指定児童発達支援事業所以外の事業所</u>、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>(設備)</p> <p>第 1 0 条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、<u>発達支援室</u>のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>発達支援室</u>には、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>第 1 1 条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、<u>発達支援室</u>、<u>遊戯室</u>、<u>屋外遊戯場</u>（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、<u>医務室</u>、<u>相談室</u>、<u>調理室</u>、<u>便所及び静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。</u></p> <p>3 <u>第 1 項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>指導訓練室</u> ア・イ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>3 <u>第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所には静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には聴力検査室を設けなければならない。</u></p> <p>4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる<u>指定児童発達支援事業所</u>にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、<u>当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u>の支払を受けるものとする。</p>	<p>(1) <u>発達支援室</u> ア・イ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、<u>第2項に掲げる設備を除き</u>、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる<u>指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)</u>にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</u>の支払を受けるものとする。</p> <p>(1) <u>次号に掲げる場合以外の場合</u> <u>当該指定児童発達支援に係る指定通</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>3～6 (省 略)</p> <p>(通所利用者負担額に係る管理)</p> <p>第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の<u>指定障害児通所支援事業者等</u>が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した<u>指定障害児通所支援事業者等</u>に通知しなければならない。</p> <p>(障害児通所給付費の額に係る通知等)</p> <p>第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の<u>支給</u>を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の<u>額</u>を通知しなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p><u>所支援費用基準額</u></p> <p>(2) <u>治療を行う場合</u> 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち<u>肢体不自由児通所医療</u>（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(通所利用者負担額に係る管理)</p> <p>第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の<u>指定障害児通所支援事業者</u>が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した<u>指定障害児通所支援事業者</u>に通知しなければならない。</p> <p>(障害児通所給付費の額に係る通知等)</p> <p>第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は<u>肢体不自由児通所医療費</u>の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び<u>肢体不自由児通所医療費の額</u>を通知しなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(指定児童発達支援の取扱方針)</p> <p>第27条 指定児童発達支援事業者は、<u>次条第1項</u>に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><u>2</u> (省 略)</p> <p><u>3</u> (省 略)</p> <p><u>4</u> 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、<u>自ら評価</u>を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の<u>保護者による評価</u>を受けて、その改善を図らなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p>	<p>(指定児童発達支援の取扱方針)</p> <p>第27条 指定児童発達支援事業者は、<u>第28条第1項</u>に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。</u></p> <p><u>3</u> (省 略)</p> <p><u>4</u> <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。</u></p> <p><u>5</u> (省 略)</p> <p><u>6</u> 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、<u>当該指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)</u>を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の<u>通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)</u>による評価(以下この条において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>5 <u>指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(児童発達支援計画の作成等)</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、<u>障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p>3 (省 略)</p>	<p>7 <u>指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p><u>第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p><u>(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)</u></p> <p><u>第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。</u></p> <p>(児童発達支援計画の作成等)</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、<u>障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p>3 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、<u>指定児童発達支援</u>の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>障害児</u>に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を<u>通所給付決定保護者</u>に交付しなければならない。</p> <p>8～10 (省 略)</p> <p>(児童発達支援管理責任者の責務)</p> <p>第29条 (省 略)</p>	<p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、<u>第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点</u>を踏まえた<u>指定児童発達支援</u>の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児</u>に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を<u>通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）</u>を提供する者に交付しなければならない。</p> <p>8～10 (省 略)</p> <p>(児童発達支援管理責任者の責務)</p> <p>第29条 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>(指導, 訓練等)</u></p> <p>第31条 指定児童発達支援事業者は, 障害児の心身の状況に応じ, 障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう, 適切な技術をもって<u>指導, 訓練等</u>を行わなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は, 障害児の適性に応じ, 障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう, より適切に<u>指導, 訓練等</u>を行わなければならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は, 常時1人以上の従業者を<u>指導, 訓練等</u>に従事させなければならない。</p> <p>5 指定児童発達支援事業者は, 障害児に対して, 当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により, 指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による<u>指導, 訓練等</u>を受けさせてはならない。</p> <p>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第36条 指定児童発達支援事業者は, 指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の<u>支給</u>を受け, 又は受けようとしたときは, 遅滞なく, 意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p>	<p><u>2 児童発達支援管理責任者は, 業務を行うに当たっては, 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう, 障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(支援)</u></p> <p>第31条 指定児童発達支援事業者は, 障害児の心身の状況に応じ, 障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう, 適切な技術をもって<u>支援</u>を行わなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は, 障害児の適性に応じ, 障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう, より適切に<u>支援</u>を行わなければならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は, 常時1人以上の従業者を<u>支援</u>に従事させなければならない。</p> <p>5 指定児童発達支援事業者は, 障害児に対して, 当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により, 指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による<u>支援</u>を受けさせてはならない。</p> <p>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第36条 指定児童発達支援事業者は, 指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費<u>又は肢体不自由児通所医療費の支給</u>を受け, 又は受けようとしたときは, 遅滞なく, 意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び<u>指導訓練室</u>の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第41条の2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して<u>保護者</u>との連携が図られるよう、<u>保護者</u>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(協力医療機関)</p> <p>第43条 <u>指定児童発達支援事業者</u>は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第18項</u>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び<u>発達支援室</u>の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第41条の2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して<u>通所給付決定保護者</u>との連携が図られるよう、<u>通所給付決定保護者</u>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(協力医療機関)</p> <p>第43条 <u>指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く。)</u>は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第19項</u>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(設備)</p> <p>第61条 基準該当児童発達支援事業所には、<u>指導訓練</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>指導訓練</u>を行う場所には、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第3章 医療型児童発達支援</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>第1節 基本方針</u></p> <p>第67条 <u>医療型児童発達支援に係る指定通所支援</u>（以下「<u>指定医療型児童発達支援</u>」という。）の事業は、<u>障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第2節 人員に関する基準</u></p> <p><u>(従業者の員数)</u></p> <p>第68条 <u>指定医療型児童発達支援の事業を行う者</u>（以下「<u>指定医療型児童発達支援事業者</u>」という。）が当該事業を行う事業所（以下「<u>指定医療型児童発達支援事業所</u>」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数</u></p> <p>(2) <u>児童指導員 1以上</u></p> <p>(3) <u>保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある</u></p>	<p>(設備)</p> <p>第61条 基準該当児童発達支援事業所には、<u>発達支援</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>発達支援</u>を行う場所には、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第3章 削除</u></p> <p>第67条から第77条まで <u>削除</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>指定医療型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) 1以上</p> <p>(4) 看護職員 1以上</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士 1以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。</p> <p>3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第69条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>(設備)</p> <p>第70条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p>	

(現 行)	(改 正 後)
<p>(1) <u>医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。</u></p> <p>(2) <u>指導訓練室，屋外訓練場，相談室及び調理室を有すること。</u></p> <p>(3) <u>浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。</u></p> <p>2 <u>指定医療型児童発達支援事業所は，その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項各号に掲げる設備は，専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし，障害児の支援に支障がない場合は，同項第1号に掲げる設備を除き，併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4節 運営に関する基準</u></p> <p><u>(利用定員)</u></p> <p>第71条 <u>指定医療型児童発達支援事業所は，その利用定員を10人以上とする。</u></p> <p><u>(通所利用者負担額の受領)</u></p> <p>第72条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は，指定医療型児童発達支援を提供した際は，通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定医療型児童発達支援事業者は，法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は，通所給付決定保護者から，次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u></p> <p>(2) <u>当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定す</u></p>	

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>る食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</u></p> <p><u>3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</u></p> <p><u>(1) 食事の提供に要する費用</u></p> <p><u>(2) 日用品費</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p><u>4 前項第1号に掲げる費用については、基準府令第60条第4項のこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。</u></p> <p><u>6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(障害児通所給付費の額に係る通知等)</u></p> <p><u>第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係</u></p>	

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。</u></p> <p><u>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</u></p> <p><u>第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p><u>第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(3) 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>(4) 利用定員</u></p> <p><u>(5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p><u>(6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時</u></p>	

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)</u></p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他運営に関する重要事項</p> <p><u>(情報の提供等)</u></p> <p><u>第76条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第75条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条第1項中「従業者の勤務</u></p>	

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>の体制，前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と，第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と，同項第3号中「第36条」とあるのは「第74条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は，障害児が生活能力の向上のために必要な<u>訓練</u>を行い，及び社会との交流を図ることができるよう，当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>指導及び訓練</u>を行うものでなければならない。</p> <p>(設備)</p> <p>第81条 指定放課後等デイサービス事業所には，<u>指導訓練室</u>のほか，指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>指導訓練室</u>には，<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(設備)</p> <p>第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所には，<u>指導訓練</u>を行う場所を確保するとともに，基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>指導訓練</u>を行う場所には，<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は，障害児が生活能力の向上のために必要な<u>支援</u>を行い，及び社会との交流を図ることができるよう，当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>支援</u>を行うものでなければならない。</p> <p>(設備)</p> <p>第81条 指定放課後等デイサービス事業所には，<u>発達支援室</u>のほか，指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>発達支援室</u>には，<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(設備)</p> <p>第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所には，<u>発達支援</u>を行う場所を確保するとともに，基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>発達支援</u>を行う場所には，<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(従業者の員数)</p> <p>第91条 (省 略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を取得後又は児童指導員若しくは<u>心理指導担当職員</u>（学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の<u>指導</u>、<u>知識技能の付与</u>、生活能力の向上のために必要な<u>訓練</u>その他の支援（以下「<u>訓練等</u>」という。）を行い、<u>及び</u>当該障害児の<u>訓練等</u>を行う者に対して<u>訓練等</u>に関する指導を行う業務その他職業訓練<u>又は</u>職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（<u>第4項及び第5項を除く。</u>）、<u>第28条から第31条まで</u>、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条、<u>第50条、第51条</u>、第52条第1項、<u>第53条から第55条まで及び第76条の規定は</u>、指定居宅訪</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第91条 (省 略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を取得後又は児童指導員若しくは<u>心理担当職員</u>（学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作<u>及び</u>知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な<u>支援</u>その他の支援（以下<u>この項において単に「支援」</u>という。）を行い、<u>並びに</u>当該障害児の<u>支援</u>を行う者に対して<u>支援</u>に関する指導を行う業務その他職業訓練<u>若しくは</u>職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（<u>第6項及び第7項を除く。</u>）、<u>第27条の2、第28条から第31条まで</u>、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、<u>第48条から第51条まで</u>、第52条第1項<u>及び</u>第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「<u>第95条</u>」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、<u>第28条から第31条まで</u>、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条、<u>第50条、第51条</u>、第52条第1項、第53条から第55条まで、<u>第76条及び第94条から第96条までの規定は</u>、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、<u>第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制</u></p>	<p>型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「<u>第95条第1項</u>」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「<u>居宅訪問型児童発達支援計画</u>」と、<u>第28条第4項中「関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「関連性」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項を除く。)、<u>第27条の3、第28条から第31条まで</u>、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、<u>第48条から第51条まで</u>、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、<u>第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>と、<u>第55条第2項第2号</u>中「<u>児童発達支援計画</u>」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数に関する特例)</p> <p>第103条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（<u>第3項及び第6項を除く。</u>）、<u>第68条</u>、第79条第1項から第3項まで及び第5項、第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「<u>指定児童発達支援事業所</u>」という。）」とあるのは「<u>多機能型事業所</u>」と、同項第1号中「<u>指定児童発達支援事業所</u>」とあるのは「<u>多機能型事業所</u>」と、「<u>指定児童発達支援の</u>」とあるのは「<u>指定通所支援の</u>」と、同条第2項中「<u>指定児童発達支援事業所</u>」とあるのは「<u>多機能型事業所</u>」と、同条第3項及び第5項中「<u>指定児童発達支援</u>」とあるのは「<u>指定通所支援</u>」と、第7条第1項中「<u>指定児童発達支援事業所</u>」とあるのは「<u>多機能型事業所</u>」と、同項第2号ア中「<u>指定児</u></p>	<p>支援を行うに当たって訪問する施設（以下「<u>訪問先施設</u>」という。）による評価（以下「<u>訪問先施設評価</u>」という。）を受けて」と、同項第5号中「<u>保護者</u>」とあるのは「<u>保護者並びに当該訪問先施設</u>」と、同条第7項中「<u>及び保護者評価</u>」とあるのは「<u>、保護者評価及び訪問先施設評価</u>」と、「<u>保護者</u>」とあるのは「<u>保護者及び訪問先施設</u>」と、第28条第4項中「<u>第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン</u>」とあるのは「<u>インクルージョン</u>」と、同条第5項中「<u>担当者等</u>」とあるのは「<u>担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等</u>」と、第44条第1項中「<u>従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関</u>」とあるのは「<u>従業者の勤務の体制</u>」と、第49条第1項中「<u>行わなければ</u>」とあるのは「<u>行うよう努めなければ</u>」と、第55条第2項第2号中「<u>児童発達支援計画</u>」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数に関する特例)</p> <p>第103条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（<u>第4項及び第5項を除く。</u>）、第79条第1項から第3項まで及び第5項、第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「<u>指定児童発達支援事業所</u>」という。）」とあるのは「<u>多機能型事業所</u>」と、同項第1号中「<u>指定児童発達支援事業所</u>」とあるのは「<u>多機能型事業所</u>」と、「<u>指定児童発達支援の</u>」とあるのは「<u>指定通所支援の</u>」と、同条第2項中「<u>指定児童発達支援事業所</u>」とあるのは「<u>多機能型事業所</u>」と、同条第3項及び第5項中「<u>指定児童発達支援</u>」とあるのは「<u>指定通所支援</u>」と、第7条第1項中「<u>指定児童発達支援事業所</u>」とあるのは「<u>多機能型事業所</u>」と、同項第2号ア中「<u>指定児童発達支援</u>」とあるの</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と</u>、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、<u>第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、並びに同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と</u>、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(利用定員に関する特例)</p> <p>第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、<u>第71条及び第82条の規定にかかわらず</u>、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通</p>	<p>は「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同条第6項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と</u>、<u>同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と</u>、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、<u>同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と</u>、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(利用定員に関する特例)</p> <p>第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>じて10人以上とすることができる。</p> <p>2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、<u>第71条</u>及び第82条の規定にかかわらず、<u>指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援</u>又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、<u>指定医療型児童発達支援の事業</u>又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、<u>第71条</u>及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第12条、<u>第71条</u>及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第106条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第59条、第63条、<u>第77条</u>、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第18条（第</p>	<p>以上とすることができる。</p> <p>2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条及び第82条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第12条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第106条 <u>指定障害児通所支援事業者</u>及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第18条（第59条、第</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>59条, 第63条, <u>第77条</u>, 第84条, 第85条, 第89条, 第97条及び第102条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>及びその従業者は, 交付, 説明, 同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち, この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては, 当該交付等の相手方の承諾を得て, 当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ, 書面に代えて, 電磁的方法(電子的方法, 磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>	<p>63条, 第84条, 第85条, 第89条, 第97条及び第102条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u>及びその従業者は, 交付, 説明, 同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち, この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては, 当該交付等の相手方の承諾を得て, 当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ, 書面に代えて, 電磁的方法(電子的方法, 磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>

附 則

- 1 この条例は, 令和6年4月1日から施行する。ただし, 第50条第1項の改正規定は, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の豊中市指定通所支援の事業等の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。)第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については, この条例による改正後の豊中市指定通所支援の事業等の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第7条及び第12条の規定にかかわらず, 令和9年3月31日までの間, なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については, 新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず, 当分の間, な

お従前の例によることができる。

- 4 新指定通所支援基準条例第27条の2（新指定通所支援基準条例第59条，第63条，第84条，第85条，第89条及び第97条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，令和7年3月31日までの間，新指定通所支援基準条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

市議案第26号

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示</u>しなければならない。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (省 略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供</p>	<p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、</u><u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (省 略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (省 略)</p>	<p>することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (省 略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第 27 号

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 26 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (省 略)</p> <p>第8章 自立訓練(機能訓練)</p> <p>第1節～第4節 (省 略)</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第149条の2—<u>第149条の4</u>)</p> <p>第6節 (省 略)</p> <p>第9章～第17章 (省 略)</p> <p>附則</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (省 略)</p> <p>第8章 自立訓練(機能訓練)</p> <p>第1節～第4節 (省 略)</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第149条の2—<u>第149条の5</u>)</p> <p>第6節 (省 略)</p> <p>第9章～第17章 (省 略)</p> <p>附則</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該指定居宅介護事業所以外の事業所</u>、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、<u>重度訪問介護</u>について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>(居宅介護計画の作成)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を<u>交付</u>しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、<u>居宅介護計画</u>作成後においても、当該居宅介護計</p>	<p>害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、<u>重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業</u>について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u></p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(居宅介護計画の作成)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して<u>指定計画相談支援</u>(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は<u>指定障害児相談支援</u>(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「<u>指定特定相談支援事業者等</u>」という。)に<u>交付</u>しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、<u>第1項の居宅介護計画</u>の作成後においても、当該</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第31条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第40条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により<u>都道府県知事</u>が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5～7 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らそ</p>	<p>居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第31条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>(苦情解決)</p> <p>第40条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により<u>都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長。以下この項において同じ。）</u>が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5～7 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らそ</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>の職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(運営に関する基準)</p> <p>第49条 (省 略)</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。)並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、第48条第1項第2号中「第45条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第2項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるほか、<u>重度訪問介護</u>について準用する場合に限り、第45条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</p>	<p>の職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所</u>、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(運営に関する基準)</p> <p>第49条 (省 略)</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。)並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、第48条第1項第2号中「第45条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第2項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるほか、<u>重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業</u>について準用する場合に限り、第45条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(従業者の員数)</p> <p>第51条 (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。</u>以下この項及び第53条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第105号）<u>第53条</u>に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（<u>児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。</u>）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定療養介護の取扱方針)</p> <p>第59条 (省 略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第51条 (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（<u>児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。</u>以下この項及び第53条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第105号）<u>第54条</u>に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（<u>児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。</u>）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定療養介護の取扱方針)</p> <p>第59条 (省 略)</p> <p><u>2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>2・3</u> (省 略)</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第60条 (省 略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）<u>を行</u>い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><u>3・4</u> (省 略)</p> <p><u>5</u> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（<u>利用者</u>に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を<u>開催</u>し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><u>6</u> サービス管理責任者は、<u>第4項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><u>7</u> サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計</p>	<p><u>3・4</u> (省 略)</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第60条 (省 略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）<u>を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><u>3</u> <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p> <p><u>4・5</u> (省 略)</p> <p><u>6</u> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（<u>利用者及び当該利用者</u>に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を<u>開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに</u>、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><u>7</u> サービス管理責任者は、<u>第5項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><u>8</u> サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>画を<u>利用者</u>に交付しなければならない。</p> <p><u>8・9</u> (省 略)</p> <p><u>10</u> 第2項から第7項までの規定は、<u>第8項</u>に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第61条 (省 略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第80条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章及び第9章において同じ。)、理学療法士又は<u>作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は<u>作業療法士</u>及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(基準命令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p>	<p>画を<u>利用者及び指定特定相談支援事業者等</u>に交付しなければならない。</p> <p><u>9・10</u> (省 略)</p> <p><u>11</u> 第2項から第8項までの規定は、<u>第9項</u>に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第61条 (省 略)</p> <p><u>2</u> サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の<u>尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第80条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章及び第9章において同じ。)、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(基準命令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(ア)～(ウ) (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ 理学療法士<u>又は作業療法士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 第1項第2号の理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～7 (省 略)</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、<u>障害者就業・生活支援センター</u>等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</p>	<p>(ア)～(ウ) (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 第1項第2号の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～7 (省 略)</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、<u>障害者就業・生活支援センター</u>（<u>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。</u>）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練</p>	<p>第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、<u>第149条の3</u>及び第159条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機</p>	<p>(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、<u>第149条の4</u>及び第159条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、<u>第149条の3</u>及び第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員, サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>(3)~(5) (省 略)</p> <p>(指定短期入所の取扱方針)</p> <p>第106条 (省 略)</p> <p><u>2・3</u> (省 略)</p> <p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p> <p>第120条 (省 略)</p>	<p>能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、<u>第149条の4</u>及び第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員, サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>(3)~(5) (省 略)</p> <p>(指定短期入所の取扱方針)</p> <p>第106条 (省 略)</p> <p><u>2 指定短期入所事業者は, 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう, 利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3・4</u> (省 略)</p> <p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p> <p>第120条 (省 略)</p> <p><u>2 指定重度障害者等包括支援事業者は, 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう, 利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>2・3</u> (省 略)</p> <p>(重度障害者等包括支援計画の作成)</p> <p>第121条 (省 略)</p> <p>2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を<u>交付</u>しなければならない。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、<u>第30条</u>、第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第143条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 看護職員，理学療法士又は<u>作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員，理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数は、指定</p>	<p><u>3・4</u> (省 略)</p> <p>(重度障害者等包括支援計画の作成)</p> <p>第121条 (省 略)</p> <p>2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を<u>利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付</u>しなければならない。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、<u>第30条</u>、<u>第31条第4項</u>、第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第143条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 看護職員，理学療法士，<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員，理学療法士，<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>イ （省 略）</p> <p>ウ <u>理学療法士又は作業療法士</u>の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。</p> <p>エ （省 略）</p> <p>(2) （省 略）</p> <p>2・3 （省 略）</p> <p>4 第1項第1号の<u>理学療法士又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～8 （省 略）</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」と</p>	<p>総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>イ （省 略）</p> <p>ウ <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。</p> <p>エ （省 略）</p> <p>(2) （省 略）</p> <p>2・3 （省 略）</p> <p>4 第1項第1号の<u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～8 （省 略）</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」と</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>あるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と</u>、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第149条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>あるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と</u>、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第149条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p><u>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）</u></p> <p><u>第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</p> <p><u>第149条の3</u> (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p><u>第149条の4</u> (省 略)</p> <p>(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)</p> <p>第150条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p>	<p><u>等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第150条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</p> <p><u>第149条の4</u> (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p><u>第149条の5</u> (省 略)</p> <p>(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)</p> <p>第150条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(<u>第150条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。</u>)の事業を行う者が</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(1) <u>指定通所介護事業者等</u>であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定通所介護等</u>を提供するものであること。</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所等</u>の食堂及び<u>機能訓練室</u>の面積を、<u>指定通所介護等</u>の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) <u>指定通所介護事業所等</u>の従業者の員数が、当該<u>指定通所介護事業所等</u>が提供する<u>指定通所介護等</u>の利用者の数を<u>指定通所介護等</u>の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該<u>指定通所介護事業所等</u>として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) (省 略)</p>	<p>当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者</u>であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション</u>を提供するものであること。</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所等</u>の食堂及び<u>機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等</u>の面積を、<u>指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション</u>の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) <u>指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所</u>の従業者の員数が、当該<u>指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所</u>が提供する<u>指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション</u>の利用者の数を<u>指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション</u>の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該<u>指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所</u>として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p><u>(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準)</u></p> <p><u>第150条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(準用)</p> <p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94</p>	<p>において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。</u></p> <p><u>ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。</u></p> <p><u>イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。</u></p> <p>(3) <u>病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<u>同条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第159条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用</p>	<p>条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<u>同条第9項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第159条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、<u>同条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準命令第184条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準命令第184条の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第177条 (省 略)</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律<u>(昭和35年法律第123号)</u>第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。</p>	<p>する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、<u>同条第9項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準命令第184条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準命令第184条の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第177条 (省 略)</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(工賃の支払等)</p> <p>第189条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、<u>大阪府及び市</u>に報告しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、<u>第147条</u>及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」と</p>	<p>(工賃の支払等)</p> <p>第189条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、<u>市</u>に報告しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、<u>第147条、第180条第6項</u>及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>あるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、<u>第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と</u>、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、<u>第147条</u>、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とある</p>	<p>第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、<u>第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と</u>、<u>第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と</u>、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、<u>第147条</u>、<u>第180条第6項</u>、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>のは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、<u>第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と</u>、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第194条の6 (省 略)</p> <p>(実施主体)</p> <p>第194条の7 指定就労定着支援事業者は、<u>過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者</u>でなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事</p>	<p>60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、<u>第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と</u>、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第194条の6 (省 略)</p> <p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>(実施主体)</p> <p>第194条の7 指定就労定着支援事業者は、<u>生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター</u>でなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p><u>ア 利用者の数が30以下 1以上</u></p> <p><u>イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p>2 (省 略)</p>	<p>業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p><u>ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数</u></p> <p><u>(ア) 利用者の数が60以下 1以上</u></p> <p><u>(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p><u>イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数</u></p> <p><u>(ア) 利用者の数が30以下 1以上</u></p> <p><u>(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。)第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>3・4 (省 略)</p> <p><u>(実施主体)</u></p> <p><u>第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者 (法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。) でなければならない。</u></p> <p>(定期的な訪問による支援)</p> <p>第194条の18 指定自立生活援助事業者は、<u>おおむね週に1回以上、</u>利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必</p>	<p><u>当該事業所に配置された相談支援専門員 (同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。) を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</u></p> <p><u>4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者 (指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。) の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援 (指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。) の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</u></p> <p>5・6 (省 略)</p> <p><u>第194条の17 削除</u></p> <p>(定期的な訪問等による支援)</p> <p>第194条の18 指定自立生活援助事業者は、<u>定期的</u>に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>要な援助を行わなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、<u>第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>(入退居)</p> <p>第198条の2 (省 略)</p>	<p>生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、<u>第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、<u>居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うもの</u>でなければならない。</p> <p>(入退居)</p> <p>第198条の2 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>2 (省 略)</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な<u>援助</u>を行わなければならない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(指定共同生活援助の取扱方針)</p> <p>第198条の5 (省 略)</p> <p><u>2～4</u> (省 略)</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第198条の6 (省 略)</p>	<p>2 (省 略)</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な<u>援助</u>を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な<u>援助</u>を行わなければならない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(指定共同生活援助の取扱方針)</p> <p>第198条の5 (省 略)</p> <p><u>2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3～5</u> (省 略)</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第198条の6 (省 略)</p> <p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第200条の4 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p><u>並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第201条の10において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>4 指定共同生活援助事業者は、第2項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第200条の4 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(準用)</p> <p>第201条 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, <u>第76条</u>, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条及び第157条の2の規定は, 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と, 第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と, 同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基</p>	<p><u>4 指定共同生活援助事業者は, 協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては, 当該第2種協定指定医療機関との間で, 新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第201条 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条及び第157条の2の規定は, 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と, 第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と, 同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる<u>入浴、排せつ、食事の介護</u>その他の日常生活上の<u>援助</u>をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>又は食事の介護</u>その他の日常生活上の<u>援助</u>を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p><u>(協議の場の設置等)</u></p> <p>第201条の10</p>	<p>170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる<u>相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護</u>その他の日常生活上の<u>援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>若しくは食事の介護</u>その他の日常生活上の<u>援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p>第201条の10 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サー</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>1 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会</u>その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の<u>実施状況等</u>を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p><u>ビス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p>2 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p>3 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</u></p> <p>4 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。</u></p> <p>6 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の規定による報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>前項</u>の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する<u>第201条の3</u>」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療</p>	<p>7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>前項の規定による協議会等における報告</u>、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する<u>第199条の3</u>」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と読み替えるものとする。</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の22において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成，相談その他の日常生活上の<u>援助</u>（第201条の14第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p>	<p>157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と読み替えるものとする。</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の22において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成，相談その他の日常生活上の<u>援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>（第201条の14第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の<u>援助</u>を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から<u>第198条の6</u>まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用す</p>	<p>第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>若しくは</u>食事の介護その他の日常生活上の<u>援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から<u>第198条の7</u>まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>る第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、<u>指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）</u>及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である</p>	<p>条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第174条第4</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>場合は、第 80 条第 6 項、第 143 条第 6 項及び第 7 項、第 153 条第 6 項、第 163 条第 4 項並びに第 174 条第 4 項（第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1 人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、<u>指定医療型児童発達支援事業所</u>及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第 80 条第 1 項第 3 号及び第 7 項、第 143 条第 1 項第 2 号及び第 8 項、第 153 条第 1 項第 3 号及び第 7 項、第 163 条第 1 項第 3 号及び第 5 項並びに第 174 条第 1 項第 2 号及び第 5 項（これらの規定を第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準命令第 215 条第 2 項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第 204 条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この</p>	<p>項（第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1 人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第 80 条第 1 項第 3 号及び第 7 項、第 143 条第 1 項第 2 号及び第 8 項、第 153 条第 1 項第 3 号及び第 7 項、第 163 条第 1 項第 3 号及び第 5 項並びに第 174 条第 1 項第 2 号及び第 5 項（これらの規定を第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準命令第 215 条第 2 項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第 204 条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項, 第44条の4, 第49条第1項及び第2項, 第95条, 第95条の5, 第123条, 第149条, <u>第149条の4</u>, 第159条, 第159条の4, 第172条, 第185条, 第190条, 第194条, 第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。), 第15条(第44条第1項及び第2項, 第44条の4, 第49条第1項及び第2項, 第78条, 第95条, 第95条の5, 第110条, 第110条の4, 第123条, 第149条, <u>第149条の4</u>, 第159条, 第159条の4, 第172条, 第185条, 第190条, 第194条, 第194条の12, 第194条の20, 第201条, 第201条の11並びに第201条の22において準用する場合を含む。), 第54条第1項, 第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。), 第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 当分の間, 第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。), <u>理学療法士又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数は, 第80条第1項第2号アの規定にかかわらず, 指定生</p>	<p>条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項, 第44条の4, 第49条第1項及び第2項, 第95条, 第95条の5, 第123条, 第149条, <u>第149条の5</u>, 第159条, 第159条の4, 第172条, 第185条, 第190条, 第194条, 第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。), 第15条(第44条第1項及び第2項, 第44条の4, 第49条第1項及び第2項, 第78条, 第95条, 第95条の5, 第110条, 第110条の4, 第123条, 第149条, <u>第149条の5</u>, 第159条, 第159条の4, 第172条, 第185条, 第190条, 第194条, 第194条の12, 第194条の20, 第201条, 第201条の11並びに第201条の22において準用する場合を含む。), 第54条第1項, 第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。), 第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 当分の間, 第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。), <u>理学療法士, 作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は, 第80条第1項第2号アの規定にかかわ</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>5 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>6 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>7・8 (省 略)</p>	<p>らず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>5 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和9年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>6 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和9年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>7・8 (省 略)</p>

第2条 豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 (省 略)</p> <p>第10章～第17章 (省 略)</p> <p>附則</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、第4章及び第7章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 (省 略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 (省 略)</p> <p><u>第9章の2 就労選択支援</u></p> <p><u>第1節 基本方針(第161条の2)</u></p> <p><u>第2節 人員に関する基準(第161条の3・第161条の4)</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準(第161条の5)</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準(第161条の6—第161条の9)</u></p> <p>第10章～第17章 (省 略)</p> <p>附則</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、第4章、<u>第8章、第9章及び第10章</u>から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>第9章の2 就労選択支援</u></p> <p><u>第1節 基本方針</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>第161条の2</u> <u>就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，規則第6条の7の2に規定する者につき，短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて，就労に関する適性，知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い，又はこれに併せて，当該評価及び当該整理の結果に基づき，規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 人員に関する基準</u></p> <p><u>(従業者の員数)</u></p> <p><u>第161条の3</u> <u>指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として基準命令第173条の3第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は，指定就労選択支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を15で除した数以上とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。</u></p> <p><u>3</u> <u>第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は，専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第161条の4</u> <u>第52条の規定は，指定就労選択支援の事業について準用する。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p style="text-align: center;"><u>第3節 設備に関する基準</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4節 運営に関する基準</u></p> <p><u>(実施主体)</u></p> <p><u>第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。</u></p> <p><u>(評価及び整理の実施)</u></p> <p><u>第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p>3 <u>指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。</u></p> <p>4 <u>指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。</u></p> <p><u>(関係機関との連絡調整等の実施)</u></p> <p><u>第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条（第2項第1号を除く。）、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(準用)</p> <p>第185条 第10条から第18条まで, 第20条, 第21条, 第23条, 第</p>	<p><u>準用する第91条」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と, 第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき, 利用者」とあるのは「利用者」と, 第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と, 第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と, 第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と, 第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(基準命令第173条の9の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」と, 同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(基準命令第173条の9の厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(就労選択支援に関する情報提供)</u></p> <p><u>第171条の2 指定就労移行支援事業者は, 利用者に対し, 指定計画相談支援を行う者と連携し, 定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第185条 第10条から第18条まで, 第20条, 第21条, 第23条, 第</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第59条から第62条まで, 第68条, 第70条から第72条まで, 第76条, 第77条, 第88条から第90条まで, 第92条から第94条まで, 第146条及び<u>第147条</u>の規定は, 指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と, 第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と, 第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第185条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と, 第94条第1項中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第190条 第10条から第18条まで, 第20条, 第21条, 第23条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第59条から第62条まで, 第68条, 第70条から第72条まで, 第76条, 第77条, 第86条, 第88条から第94条まで, 第146条, <u>第147条</u>,</p>	<p>24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第59条から第62条まで, 第68条, 第70条から第72条まで, 第76条, 第77条, 第88条から第90条まで, 第92条から第94条まで, 第146条, <u>第147条及び第171条の2</u>の規定は, 指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と, 第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と, 第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第185条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と, 第94条第1項中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第190条 第10条から第18条まで, 第20条, 第21条, 第23条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第59条から第62条まで, 第68条, 第70条から第72条まで, 第76条, 第77条, 第86条, 第88条から第94条まで, 第146条, <u>第147条</u>,</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第</p>	<p><u>第171条の2</u>、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、<u>第147条</u>、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、<u>第147条</u>、<u>第171条の2</u>、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>

(豊中市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 豊中市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。</p>	<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>4 指定障害者支援施設は，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し，当該意向を定期的に確認するとともに，法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ，利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 指定障害者支援施設は，利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し，一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ，必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(ア) (省 略)</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は<u>作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員，理学療法士又は<u>作業療法士</u>及び生活支援員の総数は，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a)・(b) (省 略)</p> <p>b (省 略)</p> <p>c 理学療法士又は<u>作業療法士</u>の数は，利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は，生活介護の単位ごとに，当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>d (省 略)</p> <p>(ウ) (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ ア(イ)の理学療法士又は<u>作業療法士</u>を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (省 略)</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。</p>	<p>(ア) (省 略)</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士，<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員，理学療法士，<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a)・(b) (省 略)</p> <p>b (省 略)</p> <p>c 理学療法士，<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は，利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は，生活介護の単位ごとに，当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>d (省 略)</p> <p>(ウ) (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ ア(イ)の理学療法士，<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (省 略)</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>以下同じ。)を行う場合</p> <p>ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>b (省 略)</p> <p>c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とする。</p> <p>d (省 略)</p> <p>(イ) (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ ア(ア)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ～カ (省 略)</p> <p>(3)～(6) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第26条 (省 略)</p>	<p>以下同じ。)を行う場合</p> <p>ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>b (省 略)</p> <p>c 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は、1以上とする。</p> <p>d (省 略)</p> <p>(イ) (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ ア(ア)の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ～カ (省 略)</p> <p>(3)～(6) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第26条 (省 略)</p> <p>2 <u>指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>2・3</u> (省 略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><u>3・4</u> (省 略)</p> <p><u>5</u> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p><u>とができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3・4</u> (省 略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。<u>この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。</u></p> <p><u>3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p> <p><u>4・5</u> (省 略)</p> <p><u>6</u> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、<u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに</u>、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>6</u> サービス管理責任者は、<u>第4項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><u>7</u> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を<u>利用者</u>に交付しなければならない。</p> <p><u>8・9</u> (省 略)</p> <p><u>10</u> 第2項から第7項までの規定は、<u>第8項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第28条 (省 略)</p>	<p><u>7</u> サービス管理責任者は、<u>第5項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><u>8</u> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して<u>指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)</u>を行う者に交付しなければならない。</p> <p><u>9・10</u> (省 略)</p> <p><u>11</u> 第2項から第8項までの規定は、<u>第9項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p><u>2</u> サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の<u>尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p><u>第28条の2</u> <u>指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>等を活用して行うことができるものとする。)</u> (以下この条において「<u>地域連携推進会議</u>」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、<u>地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定障害者支援施設は、第2項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。</u> (<u>地域移行等意向確認担当者の選任等</u>)</p> <p><u>第28条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「<u>地域移行等意向確認等</u>」という。)を適切に行うため、<u>地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。</u></u></p> <p>2 <u>地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しな</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(工賃の支払等)</p> <p>第33条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、<u>大阪府及び市に報告しなければならない。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第51条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p>3 <u>地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(工賃の支払等)</p> <p>第33条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告しなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第51条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(苦情解決)</p> <p>第57条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5～7 (省 略)</p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p>第58条 <u>指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u></p>	<p><u>4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>(苦情解決)</p> <p>第57条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により<u>都道府県知事(指定都市にあつては、指定都市の市長。以下この項において同じ。)</u>が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5～7 (省 略)</p> <p>第58条 <u>削除</u></p>

(豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(療養介護の取扱方針)</p> <p>第16条 (省 略)</p> <p><u>2・3</u> (省 略)</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第17条 (省 略)</p> <p>2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を<u>行い</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><u>3・4</u> (省 略)</p> <p><u>5</u> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を<u>開催</u>し、前項に規定する療養介護計画の</p>	<p>(療養介護の取扱方針)</p> <p>第16条 (省 略)</p> <p><u>2</u> 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3・4</u> (省 略)</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第17条 (省 略)</p> <p>2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を<u>行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><u>3</u> サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、<u>利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p> <p><u>4・5</u> (省 略)</p> <p><u>6</u> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をい</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6 サービス管理責任者は、<u>第4項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を<u>利用者</u>に交付しなければならない。</p> <p><u>8・9</u> (省 略)</p> <p>10 第2項から第7項までの規定は、<u>第8項</u>に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第18条 (省 略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、</p>	<p><u>生活に対する意向等を改めて確認するとともに</u>、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>7 サービス管理責任者は、<u>第5項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を<u>利用者及び当該利用者又は障害児の保護者</u>に対して<u>指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)</u>又は<u>指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)</u>を行う者(以下これらを総称して「<u>指定特定相談支援事業者等</u>」という。)に交付しなければならない。</p> <p><u>9・10</u> (省 略)</p> <p>11 第2項から第8項までの規定は、<u>第9項</u>に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第18条 (省 略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、<u>適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（基準省令第39条第1項第3号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p> <p>(ア)～(ウ) (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（基準省令第39条第1項第3号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p> <p>(ア)～(ウ) (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 第1項第3号の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>5～8 (省 略)</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、<u>障害者就業・生活支援センター</u>等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第52条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ 理学療法士<u>又は作業療法士</u>の数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とする。</p> <p>エ (省 略)</p>	<p>5～8 (省 略)</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、<u>障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)</u>等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第52条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とする。</p> <p>エ (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(3) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～9 (省 略)</p> <p>(地域生活への移行のための支援)</p> <p>第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>第63条第1項</u>に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあ</p>	<p>(3) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 第1項第2号の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～9 (省 略)</p> <p>(地域生活への移行のための支援)</p> <p>第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>第61条の2</u>に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあ</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>るのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>同条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、<u>第18条</u>中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条から第36条まで, 第40条, 第41条, 第44条の2から第49条まで, 第53条及び第54条の規定は, 自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と, <u>同条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と, <u>第18条</u>中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と, 第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上, 宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。</p>	<p>るのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>同条第9項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、<u>第18条第1項</u>中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条から第36条まで, 第40条, 第41条, 第44条の2から第49条まで, 第53条及び第54条の規定は, 自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と, <u>同条第9項</u>中「6月」とあるのは「3月」と, <u>第18条第1項</u>中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と, 第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上, 宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。</p> <p>(規模)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第63条 <u>就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)</u>が当該事業を行う事業所(以下「<u>就労移行支援事業所</u>」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>(実習の実施)</p> <p>第65条 (省 略)</p> <p>2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター<u>(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)</u>及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第69条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条から<u>第38条まで</u>, 第40条, 第41条, 第43条, 第44条, 第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準</p>	<p><u>第61条の2 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)</u>が当該事業を行う事業所(以下「<u>就労移行支援事業所</u>」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第63条 <u>就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は</u>, 次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>(実習の実施)</p> <p>第65条 (省 略)</p> <p>2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第69条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条から<u>第36条まで</u>, <u>第38条</u>, 第40条, 第41条, 第43条, 第44条, 第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、<u>同条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、<u>第18条</u>中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(規模に関する特例)</p> <p>第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、<u>指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第55条に規定する指</u></p>	<p>において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、<u>同条第9項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、<u>第18条第1項</u>中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(規模に関する特例)</p> <p>第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定す</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。)につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>3～9 (省 略)</p>	<p>る指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。)につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。)、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>3～9 (省 略)</p>

第5条 豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (省 略)</p> <p>第6章～第10章 (省 略)</p> <p>附則</p> <p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 (省 略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (省 略)</p> <p><u>第5章の2 就労選択支援（第60条の2—第60条の8）</u></p> <p>第6章～第10章 (省 略)</p> <p>附則</p> <p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第5章まで及び第6章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>第5章の2 就労選択支援</u></p> <p><u>(基本方針)</u></p> <p><u>第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u> <u>(規模)</u></p> <p><u>第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</u></p> <p><u>(職員の配置の基準)</u></p> <p><u>第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 管理者 1</u></p> <p><u>(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として基準省令第61条の4第1項第2号の厚生労働大臣が定めるものいう。以下同じ。）</u> <u>就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上</u></p> <p><u>2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。</u></p> <p><u>3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>(実施主体)</u></p> <p><u>第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。</u></p> <p><u>(評価及び整理の実施)</u></p> <p><u>第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p><u>3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。</u></p> <p><u>4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。</u></p> <p><u>(関係機関との連絡調整等の実施)</u></p> <p><u>第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第60条の8 第8条、第9条(第2項第1号を除く。)、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(就労選択支援に関する情報提供)</u></p> <p><u>第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(準用)</p> <p>第84条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条, 第41条, 第45条から第49条まで及び第53条の規定は, 就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と, <u>第18条</u>中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条, 第36条, 第37条, 第41条, 第43条, 第45条から第49条まで, <u>第53条</u>, 第71条, 第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は, 就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条</p>	<p><u>う者と連携し, 定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第84条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条, 第41条, 第45条から第49条まで, <u>第53条及び第68条の2</u>の規定は, 就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と, <u>第18条第1項</u>中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条, 第36条, 第37条, 第41条, 第43条, 第45条から第49条まで, <u>第53条, 第68条の2</u>, 第71条, 第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は, 就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用す</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、<u>第18条</u>中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>る第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、<u>第18条第1項</u>中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>

(豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p>	<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をい</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第 1 1 条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) (省 略)</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a)・(b) (省 略)</p> <p>b (省 略)</p> <p>c 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p>	<p><u>う。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第 1 1 条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) (省 略)</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a)・(b) (省 略)</p> <p>b (省 略)</p> <p>c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>d (省 略)</p> <p>(ウ) (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ ア(イ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (省 略)</p> <p>(3) 自立訓練(機能訓練)を行う場合</p> <p>ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>b (省 略)</p> <p>c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とする。</p> <p>d (省 略)</p> <p>(イ) (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ ア(ア)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合に</p>	<p>とする。</p> <p>d (省 略)</p> <p>(ウ) (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ ア(イ)の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (省 略)</p> <p>(3) 自立訓練(機能訓練)を行う場合</p> <p>ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。</p> <p>b (省 略)</p> <p>c 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は、1以上とする。</p> <p>d (省 略)</p> <p>(イ) (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ウ ア(ア)の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ～カ (省 略)</p> <p>(4)～(7) (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第18条 (省 略)</p> <p><u>2・3</u> (省 略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第19条 (省 略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、<u>利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u></p>	<p>難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ～カ (省 略)</p> <p>(4)～(7) (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第18条 (省 略)</p> <p><u>2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3・4</u> (省 略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第19条 (省 略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u><u>この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>3・4</u> (省 略)</p> <p><u>5</u> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><u>6</u> サービス管理責任者は、<u>第4項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><u>7</u> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者<u>に</u>交付しなければならない。</p> <p><u>8・9</u> (省 略)</p> <p><u>10</u> 第2項から第7項までの規定は、<u>第8項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第20条 (省 略)</p>	<p><u>3</u> <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p> <p><u>4・5</u> (省 略)</p> <p><u>6</u> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、<u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、</u>前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><u>7</u> サービス管理責任者は、<u>第5項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><u>8</u> サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して<u>指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に</u>交付しなければならない。</p> <p><u>9・10</u> (省 略)</p> <p><u>11</u> 第2項から第8項までの規定は、<u>第9項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第20条 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>4 障害者支援施設は、第2項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。</u></p> <p><u>(地域移行等意向確認担当者の選任等)</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第40条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p><u>第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。</u></p> <p><u>2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第40条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(地域との連携等)</p> <p><u>第44条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u></p>	<p><u>項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>4 障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>第44条 削除</p>

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第198条の7（同条例第201条の22において準用する場合を含む。）及び第201条の10、第3条の規定による改正後の豊中市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第28条の2並びに第6条の規定による改正後の豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第20条の2の規定の適用については、これらの規定中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第28条の3及び新障害者支援施設基準条例第20条の3の規定の適用については、これらの規定中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

市議案第28号

豊中市介護保険条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

令和6年度から令和8年度までの各年度における介護保険
第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、所得の低い第1
号被保険者の保険料率について減額措置を講じるため、提案す
るものである。

豊中市条例第 号

豊中市介護保険条例の一部を改正する条例

豊中市介護保険条例（平成12年豊中市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「法施行令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,202円</u></p> <p>(2) 法施行令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55,392円</u></p> <p>(3) 法施行令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,303円</u></p> <p>(4) 法施行令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66,853円</u></p> <p>(5) 法施行令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,404円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,336円</u> ア・イ (省 略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>86,718円</u> ア・イ (省 略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>96,651円</u> ア 合計所得金額が1,250,000円以上<u>1,900,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (省 略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「法施行令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,209円</u></p> <p>(2) 法施行令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>57,523円</u></p> <p>(3) 法施行令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,943円</u></p> <p>(4) 法施行令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>75,578円</u></p> <p>(5) 法施行令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>83,976円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>100,771円</u> ア・イ (省 略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>104,970円</u> ア・イ (省 略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>109,168円</u> ア 合計所得金額が1,250,000円以上<u>2,100,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>97,415円</u> ア 合計所得金額が<u>1,900,000円以上2,100,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (省 略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>115,752円</u> ア 合計所得金額が<u>2,100,000円以上2,900,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (省 略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>116,516円</u> ア 合計所得金額が<u>2,900,000円以上3,200,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (省 略)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>135,617円</u> ア 合計所得金額が<u>3,200,000円以上4,000,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (省 略)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>145,167円</u> ア 合計所得金額が<u>4,000,000円以上6,000,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (省 略)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>152,808円</u> ア 合計所得金額が<u>6,000,000円以上8,000,000円未満</u></p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>125,964円</u> ア 合計所得金額が<u>2,100,000円以上3,200,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (省 略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>142,759円</u> ア 合計所得金額が<u>3,200,000円以上4,000,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (省 略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>151,156円</u> ア 合計所得金額が<u>4,000,000円以上4,200,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (省 略)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>167,952円</u> ア 合計所得金額が<u>4,200,000円以上5,200,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (省 略)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>184,747円</u> ア 合計所得金額が<u>5,200,000円以上6,200,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (省 略)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>201,542円</u> ア 合計所得金額が<u>6,200,000円以上7,200,000円未満</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (省 略)</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>168,088円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>8,000,000円以上10,000,000円未</u>満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (省 略)</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>191,010円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>10,000,000円以上15,000,000円未</u>満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (省 略)</p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 <u>213,931円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>15,000,000円以上25,000,000円未</u>満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (省 略)</p> <p>(18) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>236,852円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,921円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>36,291円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までにおける保険料率は、同号の規定にかかわ</p>	<p>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (省 略)</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>209,940円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>7,200,000円以上8,000,000円未</u>満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (省 略)</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>226,735円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>8,000,000円以上10,000,000円未</u>満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (省 略)</p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 <u>260,325円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>10,000,000円以上15,000,000円未</u>満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (省 略)</p> <p>(18) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>302,313円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,933円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>40,728円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までにおける保険料率は、同号の規定にかかわ</p>

(現 行)	(改 正 後)
らず， <u>53,482</u> 円とする。	らず， <u>57,523</u> 円とする。

附 則

- 1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度までの各年度における保険料率については，なお従前の例による。

市議案第29号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

国民健康保険法の改正に伴い退職被保険者に係る規定を削除するとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊中市国民健康保険条例（昭和35年豊中市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第7条の2 (省 略)</p> <p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>)</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち<u>退職被保険者等</u>(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。)以外の被保険者(以下「<u>一般被保険者</u>」という。)に係る基礎賦課額(第16条, 第16条の3及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては, その減額することになる額を含む。)の総額(以下「<u>基礎賦課総額</u>」という。)は, 第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費, 入院時生活療養費, 保険外併用療養費, 療養費, 訪問看護療養費, 特別療養費, 移送費, 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>)の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えら</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第7条の2 (省 略)</p> <p><u>2 前項の場合において, 同項の賦課額に1円未満の端数があるときは, これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第16条, 第16条の3及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては, その減額することになる額を含む。)の総額(以下「<u>基礎賦課総額</u>」という。)は, 第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費, 入院時生活療養費, 保険外併用療養費, 療養費, 訪問看護療養費, 特別療養費, 移送費, 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられ</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>れた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。)が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの)に限り、府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ (省 略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により</p>	<p>た法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ (省 略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)の額を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>り交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等，病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額のうち，次に掲げる額の合算額を除いた額</p> <p>（ア）～（ウ） （省 略）</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項，第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びワ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに同令附則第7条第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額</u></p> <p>（<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>）</p>	<p>交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等，病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額のうち，次に掲げる額の合算額を除いた額</p> <p>（ア）～（ウ） （省 略）</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項，第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びワ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに同令附則第7条第2号及び第3号に掲げる額の合計額を除く。），第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額</p> <p>（基礎賦課額）</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第9条 納付義務者に対する保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額</u>（<u>一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額</u>）の合計額とする。</p> <p><u>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</u></p> <p>第10条 <u>前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）</u>、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の</p>	<p>第9条 納付義務者に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する<u>被保険者</u>について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p><u>2 前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>（基礎賦課額の所得割額の算定）</u></p> <p>第10条 <u>前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）</u>、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率</u>)</p> <p>第11条 <u>一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であって特定月(同日の属する月をいう。以下同じ。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。) アに定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。) アに定める額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(<u>退職被保険者等に係る基礎賦課額</u>)</p> <p>第11条の2 <u>納付義務者に対する保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額</u>は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割</p>	<p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第11条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であって特定月(同日の属する月をいう。以下同じ。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。) アに定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。) アに定める額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。</u></p> <p><u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</u></p> <p><u>第 1 1 条の 3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 1 1 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）</u></p> <p><u>第 1 1 条の 4 第 1 1 条の 2 の被保険者均等割額は、第 1 1 条第 1 項第 2 号に掲げる額と同額とする。</u></p> <p><u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）</u></p> <p><u>第 1 1 条の 4 の 2 第 1 1 条の 2 の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>（1）次号又は第 3 号に掲げる世帯以外の世帯 第 1 1 条第 1 項第 3 号アに定める額</u></p> <p><u>（2）特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する法附則第 6 条第 1 項の規定による退職被保険者（以下「退職被保険者」という。）の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第 1 1 条第 1 項第 3 号イに定める額</u></p> <p><u>（3）特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第 1 1 条第 1 項第 3 号ウに定める額</u></p> <p><u>（基礎賦課限度額）</u></p> <p><u>第 1 1 条の 5 第 9 条又は第 1 1 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被</u></p>	<p><u>（基礎賦課限度額）</u></p> <p><u>第 1 1 条の 2 第 9 条の基礎賦課額は、各年度において法第 8 2 条の 3 第 3 項</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。</u></p> <p>は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号又は同令附則第4条第2項第6号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額</u>)</p> <p><u>第11条の5の2</u> 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>(第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、<u>府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。</u>次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア <u>法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金</u>(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項</u></p>	<p>の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p><u>第11条の2の2</u> 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア <u>法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金</u>(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額 (<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>)</p> <p><u>第11条の5の3</u> 納付義務者に対する保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>は、当該世帯に属する<u>一般被保険者</u>について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額 (<u>一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額</u>) の合計額とする。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定</u>)</p> <p><u>第11条の5の4</u> 前条の所得割額は、<u>一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等</u>に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率</u>)</p> <p><u>第11条の5の5</u> <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2 <u>第11条第2項</u>の規定は、前項の保険料率の決定について準用する。</p> <p>(<u>退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>)</p> <p><u>第11条の5の6</u> <u>納付義務者に対する保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>は、当該世帯に属する退職被保険者等に</p>	<p>金を除く。)の額 (後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p><u>第11条の2の3</u> 納付義務者に対する保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>被保険者</u>について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p><u>2</u> 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p><u>第11条の2の4</u> 前条第1項の所得割額は、<u>被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等</u>に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p><u>第11条の2の5</u> 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2 <u>第11条第2項及び第3項</u>の規定は、前項の保険料率の決定について準用する。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>つき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。</u></p> <p><u>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</u> <u>第11条の5の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第11条の5の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）</u> <u>第11条の5の8 第11条の5の6の被保険者均等割額は、第11条の5の5第1項第2号に掲げる額と同額とする。</u></p> <p><u>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）</u> <u>第11条の5の9 第11条の5の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>（1）次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条の5の5第1項第3号アに定める額</u></p> <p><u>（2）第11条の4の2第2号に掲げる世帯 第11条の5の5第1項第3号イに定める額</u></p> <p><u>（3）第11条の4の2第3号に掲げる世帯 第11条の5の5第1項第3号ウに定める額</u></p> <p><u>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</u> <u>第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の</u></p>	<p><u>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</u> <u>第11条の2の6 第11条の2の3の後期高齢者支援金等賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。)</u>は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号又は同令附則第4条第3項第6号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p><u>第11条の6</u> 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条及び第16条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)</u>の額</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p><u>第11条の7</u> (省 略)</p>	<p>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p><u>第11条の3</u> 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条及び第16条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p><u>第11条の4</u> (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p> <p><u>第11条の8</u> 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p><u>第11条の9</u> (省 略)</p> <p>2 <u>第11条第2項</u>の規定は、前項の保険料率の決定について準用する。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p><u>第11条の10</u> <u>第11条の7</u>の賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合の保険料の額)</p> <p>第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は納付義務者の世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第9条の額、<u>第11条の2の額</u>、<u>第11条の5の3の額</u>若しくは第</p>	<p><u>2</u> 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p> <p><u>第11条の5</u> 前条第1項の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p><u>第11条の6</u> (省 略)</p> <p>2 <u>第11条第2項及び第3項</u>の規定は、前項の保険料率の決定について準用する。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p><u>第11条の7</u> <u>第11条の4</u>の賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合の保険料の額)</p> <p>第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は納付義務者の世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第9条の額、<u>第11条の2の3の額</u>（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>11条の5の6</u>の額（被保険者数が増加し、又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは<u>第11条の7</u>の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、<u>第16条の3第1項</u>（<u>同条第2項</u>の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する第11条若しくは<u>第11条の4</u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、<u>第16条の3第3項第1号</u>（<u>同条第4項</u>の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、<u>第16条の4第1項各号</u>（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれその納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から月割りをもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の額、<u>第11条の2</u>の額、<u>第11条の5の3</u>の額若しくは<u>第11条の5の6</u>の額若しくは<u>第11条の7</u>の額又は次条第1項各号に定める</p>	<p>することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは<u>第11条の4</u>の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、<u>第16条の3第1項</u>（<u>同条第3項</u>の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、<u>第16条の3第4項第1号</u>（<u>同条第6項</u>の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、<u>第16条の4第1項各号</u>（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれその納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から月割りをもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の額、<u>第11条の2の3</u>の額若しくは<u>第11条の4</u>の額又は次条第1項各号に定める額、<u>第16条の3第1項</u>に定める第11条の基礎賦課</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>額、第16条の3第1項に定める第11条若しくは第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、<u>第16条の3第3項第1号</u>に定める額、第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで月割りをもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は<u>第11条の2</u>の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>第11条の5</u>に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>290,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (省 略)</p>	<p>額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、<u>第16条の3第4項第1号</u>に定める額、第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで月割りをもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>第11条の2</u>に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>295,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(3) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>535,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>2 第11条第2項の規定は、前項第1号ア及びイ、第2号ア及びイ並びに第3号ア及びイに規定する額の決定について準用する。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「<u>第11条の5の3又は第11条の5の6</u>」と、「<u>第11条の5</u>に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「<u>第11条の5の10</u>に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「<u>第11条第2項</u>」とあるのは「<u>第11条の5の5第2項</u>において準用する<u>第11条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項第1号(イを除く。)、第2号(イを除く。)及び第3号(イを除</p>	<p>(3) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>545,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>2 <u>第11条第2項及び第3項</u>の規定は、前項第1号ア及びイ、第2号ア及びイ並びに第3号ア及びイに規定する額の決定について準用する。<u>この場合において、第11条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「<u>第11条の2の3</u>」と、「<u>第11条の2</u>に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「<u>第11条の2の6</u>に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「<u>第11条第2項及び第3項</u>」とあるのは「<u>第11条の2の5第2項</u>において準用する<u>第11条第2項及び第3項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項第1号(イを除く。)、第2号(イを除く。)及び第3号(イを除</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>く。)並びに第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「<u>第11条の7</u>」と、「<u>第11条の5</u>」に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「<u>第11条の10</u>」に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第2項中「<u>第11条第2項</u>」とあるのは「<u>第11条の9第2項</u>」において準用する<u>第11条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、<u>第11条又は第11条の4</u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(<u>第3項</u>に定める場合を除く。)</p> <p><u>2</u> 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の4」とあるのは「<u>第11条の5の5又は第11条の5の8</u>」</u>と、「第11条第2項」とあるのは「<u>第11条の5の5第2項</u>」において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>く。)並びに第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「<u>第11条の4</u>」と、「<u>第11条の2</u>」に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「<u>第11条の7</u>」に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第2項中「<u>第11条第2項及び第3項</u>」とあるのは「<u>第11条の6第2項</u>」において準用する<u>第11条第2項及び第3項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、<u>第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)</u>を控除して得た額とする(<u>第4項</u>に定める場合を除く。)</p> <p><u>2</u> <u>第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「<u>第11条の2の5</u>」</u>と、「第11条第2項」とあるのは「<u>第11条の2の5第2項</u>」において準用する第11条第2項」と、<u>前項中「第11条第3項」とあるのは「<u>第11条の2の5第2項</u>」において準用する第11条第3項」と読み替えるものとする。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>3</u> 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第11条又は<u>第11条の4</u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる割合を乗じて得た額(第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) (省 略)</p> <p><u>4</u> 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と</u>、「<u>第11条又は第11条の4</u>」とあるのは「<u>第11条の5の5又は第11条の5の8</u>」と、「<u>第11条第2項</u>」とあるのは「<u>第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の4 当該年度において、その世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条<u>又は第11条の2</u>の基礎賦課額から、次の</p>	<p><u>4</u> 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる割合を乗じて得た額(第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) (省 略)</p> <p><u>5</u> <u>第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6</u> <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と</u>、「<u>第11条</u>」とあるのは「<u>第11条の2の5</u>」と、「<u>第11条第2項</u>」とあるのは「<u>第11条の2の5第2項において準用する第11条第2項</u>」と、<u>前項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の2の5第2項において準用する第11条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の4 当該年度において、その世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>第11条の5</u>に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする（第5項に定める場合を除く。）。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は<u>第11条の2</u>」とあるのは「<u>第11条の5の3又は第11条の5の6</u>」と、「<u>第11条の5</u>に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「<u>第11条の5の10</u>に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「<u>第11条第2項</u>」とあるのは「<u>第11条の5の5第2項</u>において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は<u>第11条の2</u>」とあるのは「<u>第11条の7</u>」と、「<u>第11条の5</u>に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「<u>第11条の10</u>に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第2項中「<u>第11条第2項</u>」とあるのは「<u>第11条の9第2項</u>において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納</p>	<p>合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>第11条の2</u>に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする（第5項に定める場合を除く。）。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「<u>第11条の2の3</u>」と、「<u>第11条の2</u>に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「<u>第11条の2の6</u>に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「<u>第11条第2項</u>」とあるのは「<u>第11条の2の5第2項</u>において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「<u>第11条の4</u>」と、「<u>第11条の2</u>に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「<u>第11条の7</u>に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第2項中「<u>第11条第2項</u>」とあるのは「<u>第11条の6第2項</u>において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「<u>第11条の5の3又は第11条の5の6</u>」と、「<u>第11条の5</u>に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「<u>第11条の5の10</u>に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「<u>第11条の5の5第2項</u>において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「<u>第11条の7</u>」と、「<u>第11条の5</u>に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「<u>第11条の10</u>に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第6項中「第11条第2項」とあるのは「<u>第11条の9第2項</u>において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の2に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「<u>第11条の2の3</u>」と、「<u>第11条の2</u>に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「<u>第11条の2の6</u>に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「<u>第11条の2の5第2項</u>において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「<u>第11条の4</u>」と、「<u>第11条の2</u>に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「<u>第11条の7</u>に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第6項中「第11条第2項」とあるのは「<u>第11条の6第2項</u>において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

市議案第30号

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例
の設定について

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

建築基準法等の改正に伴い防火に関する制限の合理化並びに既存不適格建築物の改修時等における接道義務の緩和の認定の申請審査に係る手数料等の名称及び額を定めるとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

豊中市建築基準法施行条例（平成16年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(長屋)</p> <p>第4条 長屋は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 各戸の主要な出入口は、<u>道路</u>（法第43条第2項第2号の規定による許可を受けた長屋にあつては、<u>規則第10条の3第1号</u>に規定する空地、<u>同条第2号</u>に規定する公共の用に供する道又は<u>同条第3号</u>に規定する通路を含む。以下この号において同じ。）に面すること。ただし、長屋が次のア又はイに該当し、かつ、各戸の主要な出入口が道路に通ずる幅員3メートル以上の敷地内の通路（アに掲げる長屋にあつては、道路から各戸の主要な出入口までの長さが35メートル以内の通路に限る。）に面する場合は、この限りでない。</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(階段の数及び構造)</p> <p>第22条 避難階以外の階を展示場の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。）には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供</p>	<p>(長屋)</p> <p>第4条 長屋は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 各戸の主要な出入口は、<u>道路</u>（<u>法第43条第2項第1号</u>の規定による<u>認定を受けた長屋</u>にあつては<u>規則第10条の3第1項各号</u>に規定する道を、<u>法第43条第2項第2号</u>の規定による許可を受けた長屋にあつては<u>規則第10条の3第4項第1号</u>に規定する空地、<u>同項第2号</u>に規定する公共の用に供する道又は<u>同項第3号</u>に規定する通路を含む。以下この号において同じ。）に面すること。ただし、長屋が次のア又はイに該当し、かつ、各戸の主要な出入口が道路に通ずる幅員3メートル以上の敷地内の通路（アに掲げる長屋にあつては、道路から各戸の主要な出入口までの長さが35メートル以内の通路に限る。）に面する場合は、この限りでない。</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(階段の数及び構造)</p> <p>第22条 避難階以外の階を展示場の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。）には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>する部分の床面積の合計が100平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。</p> <p>(個室ビデオ店等の廊下の幅並びに階段の数及び構造)</p> <p>第26条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている建築物に対する前項の規定の適用については、同項ただし書中「100平方メートル」とあるのは、「200平方メートル」とする。</p> <p>4～6 (省 略)</p> <p>(階段の数及び構造)</p> <p>第31条の2 避難階以外の階をホテル又は旅館の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。)には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(階段の数及び構造)</p>	<p>する部分の床面積の合計が100平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造である建築物(特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。)若しくは主要構造部が不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。</p> <p>(個室ビデオ店等の廊下の幅並びに階段の数及び構造)</p> <p>第26条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 主要構造部が準耐火構造である建築物(特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。)又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物に対する前項の規定の適用については、同項ただし書中「100平方メートル」とあるのは、「200平方メートル」とする。</p> <p>4～6 (省 略)</p> <p>(階段の数及び構造)</p> <p>第31条の2 避難階以外の階をホテル又は旅館の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。)には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造である建築物(特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。)若しくは主要構造部が不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(階段の数及び構造)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第34条 避難階以外の階を共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームの用途に供する建築物には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られているとき。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(工事監理者の選任の届出)</p> <p>第61条 法第6条第1項に規定する<u>建築主事</u>の確認を受けた建築物の建築主が、工事監理者を選任し、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(確認及び検査等の手数料)</p> <p>第64条 (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請(当該申請に係る建築物の工事が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定に基づく通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。)をしようとする者</p>	<p>第34条 避難階以外の階を共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームの用途に供する建築物には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造であるとき(特定<u>主要構造部が耐火構造であるときを含む。</u>)又は<u>主要構造部が不燃材料で造られているとき。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(工事監理者の選任の届出)</p> <p>第61条 法第6条第1項に規定する<u>建築主事等</u>の確認を受けた建築物の建築主が、工事監理者を選任し、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(確認及び検査等の手数料)</p> <p>第64条 (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請(当該申請に係る建築物の工事が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定に基づく通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。)をしようとする</p>

(現 行)			(改 正 後)			
<p>は、第2項及び第5項に定める手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>8 次の表の中欄に掲げる承認、指定、許可又は認定の申請をしようとする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同欄に掲げる金額とする。</p>			<p>者は、第2項及び第5項に定める手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>8 次の表の中欄に掲げる承認、指定、許可又は認定の申請をしようとする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同欄に掲げる金額とする。</p>			
	区分	金額		区分	金額	
	事務	名称		事務	名称	
(省 略)			(省 略)			
			4 1	令第137条の12第6項の規定に基づく認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の接道の義務の緩和の認定申請手数料	27,000円
			4 2	令第137条の12第7項の規定に基づく認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の道路内における建築に係る制限の緩和の認定申請手数料	27,000円
4 1・4 2	(省 略)		4 3・4 4	(省 略)		
	(省 略)			(省 略)		
9～18 (省 略)			9～18 (省 略)			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

市議案第 3 1 号

北部大阪都市計画新千里南町 2 丁目地区地区計画
の区域内における建築物の制限に関する条例及び
北部大阪都市計画新千里北町 1 丁目地区地区計画
の区域内における建築物の制限に関する条例の一
部を改正する条例の設定について

北部大阪都市計画新千里南町 2 丁目地区地区計画の区域内に
おける建築物の制限に関する条例及び北部大阪都市計画新千里
北町 1 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関す
る条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 26 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

北部大阪都市計画に係る地区計画の変更に伴い，建築物の用
途の制限に関し，グループホームの建築を可能とするため，提
案するものである。

豊中市条例第 号

北部大阪都市計画新千里南町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び北部大阪都市計画新千里北町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(北部大阪都市計画新千里南町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 北部大阪都市計画新千里南町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成25年豊中市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)		(改 正 後)	
別表		別表	
建築制限の事項	新千里南町2丁目地区	建築制限の事項	新千里南町2丁目地区
1 建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) (省 略) (4) 前3号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)	1 建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) <u>(3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)</u> 又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。)で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4) (省 略) (5) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)
(省 略)		(省 略)	

(北部大阪都市計画新千里北町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 北部大阪都市計画新千里北町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成29年豊中市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）		（ 改 正 後 ）	
別表		別表	
建築制限の事項	新千里北町1丁目地区	建築制限の事項	新千里北町1丁目地区
1 建築物の用途の制限	(1)・(2) (省略) (3) <u>前2号</u> の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）	1 建築物の用途の制限	(1)・(2) (省略) <u>(3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの</u> (4) <u>前3号</u> の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）
(省略)		(省略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第 32 号

豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について
豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 26 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方自治法の改正による引用条項の移動に伴い，所要の規定を整備するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年豊中市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の2第8項の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第 33 号

豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 26 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

水道料金及び証明手数料の額を改正するとともに、加入金の
廃止その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例

豊中市水道事業給水条例（昭和35年豊中市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(工事の施行)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、第1項の指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第11条第1項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第4章 料金、<u>加入金</u>及び手数料</p> <p>(料金)</p> <p>第28条 料金は、次の各号に定める基本料金の額及び従量料金の額の合計額に、当該合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率（以下「消費税率」という。）を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率（以下「地方消費税率」という。）を乗じて得た額を加算した額（その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、臨時用に係る料金は、第2号に定める従量料金の額に、当該額に消</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、第1項の指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第11条第1項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第4章 料金及び手数料</p> <p>(料金)</p> <p>第28条 料金は、次の各号に定める基本料金の額及び従量料金の額の合計額に、当該合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率（以下「消費税率」という。）を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率（以下「地方消費税率」という。）を乗じて得た額を加算した額（その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、臨時用に係る料金は、第2号に定める従量料金の額に、当該額に消</p>

(現 行)

費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額（その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 基本料金

メーターの口径	基本料金 (1月につき)
25ミリメートル以下	<u>760円</u>
30ミリメートル	<u>920円</u>
40ミリメートル	<u>1,160円</u>
50ミリメートル	<u>1,700円</u>
75ミリメートル	<u>3,860円</u>
100ミリメートル	<u>6,020円</u>
150ミリメートル	<u>17,910円</u>
200ミリメートル	<u>40,180円</u>
250ミリメートル	<u>71,070円</u>

(2) 従量料金

用途	使用水量 (1月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	1立方メートルから10立方メートルまでの分	<u>20円</u>
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	<u>131円</u>
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	<u>211円</u>

(改 正 後)

費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額（その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 基本料金

メーターの口径	基本料金 (1月につき)
25ミリメートル以下	<u>990円</u>
30ミリメートル	<u>1,200円</u>
40ミリメートル	<u>1,510円</u>
50ミリメートル	<u>2,210円</u>
75ミリメートル	<u>5,020円</u>
100ミリメートル	<u>7,870円</u>
150ミリメートル	<u>23,450円</u>
200ミリメートル	<u>52,480円</u>
250ミリメートル	<u>92,950円</u>

(2) 従量料金

用途	使用水量 (1月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	1立方メートルから10立方メートルまでの分	<u>24円</u>
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	<u>135円</u>
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	<u>215円</u>

(現 行)			(改 正 後)		
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	<u>268円</u>		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	<u>272円</u>
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>338円</u>		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>342円</u>
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	<u>377円</u>		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	<u>381円</u>
	500立方メートルを超える分	<u>421円</u>		500立方メートルを超える分	<u>425円</u>
湯屋用	1立方メートルから300立方メートルまでの分	<u>60円</u>	湯屋用	1立方メートルから300立方メートルまでの分	<u>64円</u>
	300立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	<u>89円</u>		300立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	<u>93円</u>
	2,000立方メートルを超える分	<u>113円</u>		2,000立方メートルを超える分	<u>117円</u>
臨時用	1立方メートルにつき	<u>565円</u>	臨時用	1立方メートルにつき	<u>569円</u>
<p>2 (省 略)</p> <p>3 私設消火栓を公共のための消火演習以外の消火演習に使用したときの料金は、消火栓1栓1回について<u>5,650円</u>として算定した金額に、当該金額に消費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額とし、1回の使用時間は、10分以内とする。</p> <p>4 (省 略)</p> <p><u>(加入金)</u></p> <p>第35条の2 加入金は、次の区分に応じた金額に、当該金額に消費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額とし、給水装置の新設又は増径工事申込者から徴収する。この場合において、増径工事申込者から徴収する加入金は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金</p>			<p>2 (省 略)</p> <p>3 私設消火栓を公共のための消火演習以外の消火演習に使用したときの料金は、消火栓1栓1回について<u>5,690円</u>として算定した金額に、当該金額に消費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額とし、1回の使用時間は、10分以内とする。</p> <p>4 (省 略)</p>		

(現 行)

(改 正 後)

との差額とする。

<u>メーターの口径</u>	<u>加入金</u>
20ミリメートル以下	122,000円
25ミリメートル	244,000円
30ミリメートル	1,100,000円
40ミリメートル	2,350,000円
50ミリメートル	4,220,000円
75ミリメートル	12,240,000円
100ミリメートル	26,110,000円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める額

2 加入金は、給水装置の工事が次の各号に掲げるものである場合は、前項の規定にかかわらず、当該工事の申込者から徴収するものとし、その額は、当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 受水槽を設置し、又はその設置されている建物又は施設に係るもの
管理者が別に定める基準により算出した計画1日使用水量を一般住居の
1日標準使用水量で除した数（その数に小数点以下の端数が生じたときは、
切り上げる。）に、122,000円に、当該金額に消費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額を乗じて得た額と、申込みに係る給水装置について前項の規定を適用した場合における加入金の額のいずれか多い方の額

(2) 1個のメーターで2以上の専用給水装置に給水する共同住宅等に係るもの（当該工事が受水槽の設置又は撤去を伴う改造工事である場合を除く。）
各戸又は各箇所に取り込む給水管の口径をメーターの口径とみなし、前項の表の区分に応じた各戸又は各箇所ごとの金額の合計額に、当該

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>合計額に消費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額</u></p> <p><u>3 前項の場合において、改造工事（増径工事を含む。以下同じ。）の申込者から徴収する加入金の額については、管理者が別に定める。ただし、受水槽を撤去し、配水管から給水栓まで直結する改造工事であって、管理者が別に定めるものについては、加入金を徴収しない。</u></p> <p><u>4 加入金は、管理者が定める期日までに前納しなければならない。</u></p> <p><u>5 既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>6 その他加入金に関する必要な事項は、管理者が別に定める。</u></p> <p>(手数料)</p> <p>第36条 手数料は、次のとおりとし、申込者から徴収する。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 証明手数料(1件につき) <u>300円</u></p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(料金、加入金、手数料等の減免)</p> <p>第37条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、<u>加入金</u>、手数料その他の費用を減免することができる。</p> <p>(違反処分)</p> <p>第39条 次の各号のいずれかに該当するときは、50,000円以下の過料を科し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第36条 手数料は、次のとおりとし、申込者から徴収する。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 証明手数料(1件につき) <u>450円</u></p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(料金、手数料等の減免)</p> <p>第37条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減免することができる。</p> <p>(違反処分)</p> <p>第39条 次の各号のいずれかに該当するときは、50,000円以下の過料を科し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(1) 料金、<u>加入金</u>又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正な行為をしたとき</p> <p>(2)～(7) (省 略)</p> <p>(停水処分)</p> <p>第40条 管理者は、料金、<u>加入金</u>、手数料又は工事費その他この条例により納付しなければならない金額を指定期限内に納付しないときは、完納するまで給水を停止することができる。</p> <p>(過料)</p> <p>第41条 詐欺その他不正な行為によって、料金、<u>加入金</u>又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。</p>	<p>(1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正な行為をしたとき</p> <p>(2)～(7) (省 略)</p> <p>(停水処分)</p> <p>第40条 管理者は、料金、手数料又は工事費その他この条例により納付しなければならない金額を指定期限内に納付しないときは、完納するまで給水を停止することができる。</p> <p>(過料)</p> <p>第41条 詐欺その他不正な行為によって、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。ただし、第13条第5項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第28条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用水量に係る料金から適用し、施行日前の使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続している水道の使用に係る施行日以後最初の定例日に計量された使用水量に係る料金については、改正後の条例第28条第1項及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前の給水装置の工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第36条第1項第5号の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料から適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

市議案第34号

豊中市下水道条例の一部を改正する条例の設定に
ついて

豊中市下水道条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

下水道使用料の額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市下水道条例の一部を改正する条例

豊中市下水道条例（昭和39年豊中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第15条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、1使用月につき、次の表に定めるところにより算定した金額（次項本文の規定の適用がある場合は、当該規定の適用後の金額）に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>			<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第15条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、1使用月につき、次の表に定めるところにより算定した金額（次項本文の規定の適用がある場合は、当該規定の適用後の金額）に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>		
種別	使用料		種別	使用料	
	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）		基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）
一般 汚水	<u>422円</u>	1立方メートルから10立方メートルまでの分	<u>591円</u>	1立方メートルから10立方メートルまでの分	
		<u>10円</u>		<u>16円</u>	
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分		<u>77円</u>	<u>83円</u>
		20立方メートルを超え50立方メートルまでの分		<u>97円</u>	<u>103円</u>
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分		<u>116円</u>	<u>122円</u>
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	<u>143円</u>	<u>149円</u>	

(現 行)		(改 正 後)			
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	183円	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	189円	
	1,000立方メートルを超える分	225円	1,000立方メートルを超える分	231円	
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	19円	公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	25円
臨時汚水	1立方メートルにつき	225円	臨時汚水	1立方メートルにつき	231円
備考 (省略) 2～4 (省略)			備考 (省略) 2～4 (省略)		

附 則

- この条例は、令和6年8月1日から施行する。
- この条例による改正後の豊中市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に排除された汚水に係る使用料から適用し、施行日前に排除された汚水に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日前から継続している公共下水道の使用に係る施行日以後最初に算定された汚水の量に係る使用料については、改正後の条例第15条第1項及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

市議案第35号

豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

一般病床の病床数の減少その他所要の規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊中市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年豊中市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 病床数は、<u>613</u>床とし、うち病床の種別ごとの病床数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般病床 <u>599</u>床</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 病床数は、<u>563</u>床とし、うち病床の種別ごとの病床数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般病床 <u>549</u>床</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第36号

豊中市立学校設置条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

豊中市立庄内南小学校，豊中市立庄内西小学校，豊中市立千成小学校及び豊中市立第七中学校を廃止し，豊中市立庄内よつば学園を設置するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立学校設置条例の一部を改正する条例

豊中市立学校設置条例（令和4年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）			
豊中市に次の小学校，中学校及び義務教育学校を設置する。			豊中市に次の小学校，中学校及び義務教育学校を設置する。			
区分	名称	位置	区分	名称	位置	
小学校	(省 略)		小学校	(省 略)		
	<u>豊中市立庄内南小学校</u>	<u>豊中市大黒町1丁目2番15号</u>				
	<u>豊中市立庄内西小学校</u>	<u>豊中市庄本町4丁目1番10号</u>				
	<u>豊中市立千成小学校</u>	<u>豊中市大黒町1丁目2番15号</u>				
	(省 略)			(省 略)		
中学校	(省 略)		中学校	(省 略)		
	<u>豊中市立第七中学校</u>	<u>豊中市庄内栄町5丁目10番1号</u>				
	(省 略)				(省 略)	
義務教育学校	(省 略)		義務教育学校	(省 略)		
				<u>豊中市立庄内よつば学園</u>	<u>豊中市千成町2丁目2番65号</u>	

附 則

この条例は，市規則で定める日から施行する。

市議案第 37 号

奨学基金条例の一部を改正する条例の設定について

奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 26 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

基金の額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

奨学基金条例の一部を改正する条例

奨学基金条例（昭和43年豊中市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
第2条 基金の額は、 <u>326,039,503</u> 円とする。	第2条 基金の額は、 <u>346,872,503</u> 円とする。

附 則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

市議案第 38 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 26 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、貯蔵所の設置の許可申請に関する手数料の額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例

豊中市火災予防条例（昭和37年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）		（ 改 正 後 ）	
別表第9		別表第9	
	手数料を徴収する 事務	金額	
（省 略）		（省 略）	
(2)	（省 略）	(2)	（省 略）
2	<p>法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p> <p>ア～エ（省 略）</p> <p>オ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,180,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,410,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の</p>	<p>法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,450,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,720,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の</p>	

(現 行)		(改 正 後)	
	浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 590, 000円</u>		浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 920, 000円</u>
	(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 950, 000円</u>		(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 360, 000円</u>
	(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 270, 000円</u>		(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 740, 000円</u>
	(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4, 550, 000円</u>		(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5, 640, 000円</u>
	(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5, 820, 000円</u>		(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7, 240, 000円</u>
	(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7, 070, 000円</u>		(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8, 790, 000円</u>
	カ～サ (省 略)		カ～サ (省 略)
	(省 略)		(省 略)

(現 行)	(改 正 後)
(省 略)	(省 略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。